

太子町地域防災計画

資料・様式編

太子町防災会議
令和7年 3 月

関連する SDGs の目標



目 次

資料.....	1
■防災体制.....	2
資料1 太子町防災会議条例	2
資料2 太子町防災会議委員	4
資料3 太子町防災会議運営規程	5
資料4 太子町災害対策本部条例	6
資料5 太子町地域防災計画策定幹事会等設置要綱.....	7
資料6 太子町地域防災計画策定幹事会委員名簿.....	9
資料7 太子町地域防災計画策定調整委員会委員名簿	10
資料8 災害対策本部員腕章	11
資料9 災害対策本部標旗並びに横幕	12
資料10 動員個人票	13
■救助関係.....	14
資料11 災害救助法による救助の基準	14
■通信関係.....	18
資料12 防災行政無線(同報系)子機一覧.....	18
資料13 防災行政無線(同報系)戸別受信機一覧	20
資料14 西日本電信電話株式会社特設電話一覧	21
資料15 近畿農政局 連絡先	22
資料16 防災関係機関電話番号一覧	23
資料17 兵庫県衛星通信ネットワークにおける主な電話番号一覧	25
資料18 太子町指定給水装置工事事業者及び排水設備工事公認業者一覧	27
■協定関係.....	31
資料19 公共団体との応援協定一覧	31
資料20 企業等との応援協定一覧.....	32
資料21 覚書一覧	34
■水防・地盤災害関係	35
資料22 土砂災害警戒区域・山地災害危険地区	35
資料23 ため池一覧	38
■防災・救助活動関係	39
資料24 応急措置業務への従事命令	39
資料25 消防団の分団別人員及び装備状況.....	41
資料26 消防水利の現状.....	42
資料27 ヘリポートの具備すべき条件.....	42
資料28 緊急通行車両一覧表	45
資料29 緊急輸送道路ネットワーク図	49

■広報関係.....	50
資料30 災害広報文例(地震)	50
資料31 災害広報文例(洪水)	51
■避難・救護関係.....	52
資料32 避難場所・指定避難場所一覧.....	52
資料33 災害時要配慮者等施設一覧表	54
資料34 救護所・救護センター設置予定施設	57
資料35 遺体の収容所一覧	58
■物資関係.....	59
資料36 防災資機材(町)	59
資料37 太子町備品一覧表	60
資料38 食料の調達先.....	62
資料39 物資の調達先.....	63
■住宅関係.....	64
資料40 仮設住宅建設可能地一覧	64
資料41 兵庫県住宅再建共済制度の概要	65
様式.....	67
様式1 (1)町災害対策本部において取りまとめる被害状況	68
被害の認定基準	70
様式2 (2)人・住家等.....	73
様式3 (3)土木関係	74
公共土木被害	74
都市計画施設被害	74
様式4 (4)農林水産関係.....	75
一般被害	75
農林水産業施設被害.....	75
農林水産業関係公共土木施設被害	75
様式5 (5)建築関係	76
様式6 (6)商工関係	76
中小企業(大企業)関係被害	76
様式7 (7)民生・保健環境関係.....	77
水道施設被害	77
廃棄物処理施設被害.....	77
医療施設被害	77
社会福祉施設等被害.....	77
様式8 (8)教育関係	78
様式9 火災・災害等即報要領.....	79
第1号様式(火災)	93

第2号様式(特定の事故).....	94
第3号様式(救急・救助事故等)	95
第4号様式(その1)	96
第4号様式(その2)	98
様式10 行方不明者受付書	99
様式11 死体の収容処理台帳(個表).....	100
様式12 災害に係る死体処理台帳(個表)	101
様式13 災害に係る住家被害調査の実施について.....	102
様式14 再調査申出書	103
様式15 罹災証明書	105
様式16 罹災届出証明書.....	106
様式17 被災者生活再建支援金支給申請書.....	107

資料

■防災体制

資料1 太子町防災会議条例

太子町防災会議条例

昭和 38 年 3 月 30 日

条例第 14 号

改正 平成 9 年 3 月 27 日条例第 10 号

改正 平成 12 年 3 月 28 日条例第 21 号

改正 平成 17 年 10 月 1 日条例第 27 号

改正 平成 24 年 9 月 25 日条例第 12 号

改正 平成 25 年 3 月 25 日条例第 12 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第6項の規定に基づき、太子町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 太子町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 2人
 - (2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3人
 - (3) 兵庫県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1人
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 10 人
 - (5) 教育長及び教育次長
 - (6) 西はりま消防本部消防長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 2人
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から町長が任命する者 2人
- 6 前項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前

任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

(1) 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

(2) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第21号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月1日条例第27号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行に伴い任命された委員の任期は、平成26年7月12日までとする。

附 則 (平成25年3月25日条例第10号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料2 太子町防災会議委員

太子町防災会議委員

1 会 長 太子町長

2 委 員

指定地方行政機関（条例第3条第5項第1号によるもの）

機 関 名	委 員
近畿地方整備局姫路河川国道事務所 近畿中国森林管理局兵庫森林管理署	所長 署長

兵庫県知事部局の職員（条例第3条第5項第2号によるもの）

機 関 名	委 員
西播磨県民局総務企画室 龍野土木事務所 龍野健康福祉事務所	室長 所長 所長

兵庫県警察の警察官（条例第3条第5項第3号によるもの）

機 関 名	委 員
たつの警察署	署長

太子町部局の職員（条例第3条第5項第4号によるもの）

機 関 名	委 員
太子町	副町長 総務部長 生活福祉部長 経済建設部長

教育委員会（条例第3条第5項第5号によるもの）

機 関 名	委 員
太子町教育委員会	教育長 教育次長

消防長（条例第3条第5項第6号によるもの）

機 関 名	委 員
西はりま消防組合	消防長

消防団長（条例第3条第5項第7号によるもの）

機 関 名	委 員
太子町消防団	団長

指定公共機関・指定地方公共機関（条例第3条第5項第8号によるもの）

機 関 名	委 員
関西電力送配電株式会社兵庫支社 西日本電信電話株式会社兵庫支店	姫路配電営業所所長 設備部災害対策室次長

自主防災組織員又は学識経験者（条例第3条第5項第9号によるもの）

機 関 名	委 員
自主防災組織等	被推薦者

太子町防災会議運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、太子町防災会議条例(昭和 38 年条例第 14 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、太子町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第 2 条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

(欠席)

第 3 条 委員は、事故その他やむを得ない事由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、委員は、その所属する機関の職員を代理人として防災会議に出席させることができる。

(会議)

第 4 条 防災会議は、年度の当初及び防災に関し、会議の必要が生じたときに開くものとする。

(議事の特例)

第 5 条 防災会議の議案で、一部の特定の機関のみ関係の事案については、会長が適宜の方法により関係ある機関と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分等)

第 6 条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号の一に該当するときは、専決処分することができる。

(1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めるとき。

(2) 軽易な事項で、速やかな措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による処置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(異動報告)

第 7 条 委員は、勤務上の異動等により変更があったときは、後任者がその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成 9 年 6 月 13 日から施行する。

太子町災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 30 日

条例第 15 号

改正 平成 9 年 3 月 27 日

条例第 11 号

改正 平成 24 年 9 月 25 日

条例第 13 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の2第8項の規定に基づき、太子町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 27 日 条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 25 日 条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

太子町地域防災計画策定幹事会等設置要綱

(目的)

第 1 条 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定により、太子町が地方防災計画を作成又は修正するにあたり、職員が一体になって計画づくりに取り組むため、策定幹事会等の設置、所掌事務等必要な事項を定めることを目的とする。

(組織の設置)

第 2 条 次の各号に掲げる組織を設置し、その所掌事務は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域防災計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）地域防災計画素案の検討及び調整を行い、計画案を作成すること。
- (2) 地域防災計画策定調整委員会（以下「調整委員会」という。）地域防災計画の調査研究及び各所属間の調整を行い、計画素案を作成し、幹事会に報告すること。
- (3) 地域防災計画部門別検討会（以下「検討会」という。）部門別計画の検討作業を行い、その結果を調整委員会に報告すること。

(幹事会)

第 3 条 幹事会は、別表 1 に掲げる役職にある者で構成する。

- 2 幹事会には、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、副町長をもって充て、会務を総括する。
- 4 副会長は、教育長、西はりま消防組合消防長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じ、調整委員会に対して、報告、意見を求めることができる。

(調整委員会)

第 4 条 調整委員会は、別表 2 に掲げる所属から、各所属長が指名した係長以上の職員 1 名により構成する。なお、異動等により欠員ができたときは、追加補充するものとする。

- 2 調整委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選で決定する。
- 4 委員長は会務を総括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(検討会)

第 5 条 検討会は、各所属単位で行い、全職員で構成する。

- 2 検討会は、所属長が会の運営を行う。

(事務局)

第 6 条 幹事会及び調整委員会の事務局は、企画政策課に置く。

別表1 地域防災計画策定幹事会

別表 1

地域防災計画策定幹事会	
区 分	役 職 名
会 長	副町長
副会長	教育長 西はりま消防組合消防長
	総務部長 生活福祉部長 経済建設部長 教育次長 企画政策課長 総務課長 税務課長 町民課長 生活環境課長 社会福祉課長 さわやか健康課長 高年介護課長 産業経済課長 まちづくり課長 上 下水道事業所長 教育委員会管理課長 教育委員会こどもえがお課長 教育委員会社会教 育課長 教育委員会文化推進課長 議会事務局長 会計管理者

別表2 地域防災計画策定調整委員会

別表 2

地域防災計画策定調整委員会	
区 分	所 属
委 員	企画政策課 総務課 税務課 町民課 生活環境課 社会福祉課 さわやか健康課 高年介護課 産業経済課 まちづくり課 上下水道事 業所 教育委員会管理課 教育委員会こどもえがお課 教育委員会社会教育課 教育委員会文化推進課 議会事務局 会計課 西はりま消防組合太子消防署

太子町地域防災計画策定幹事会委員名簿

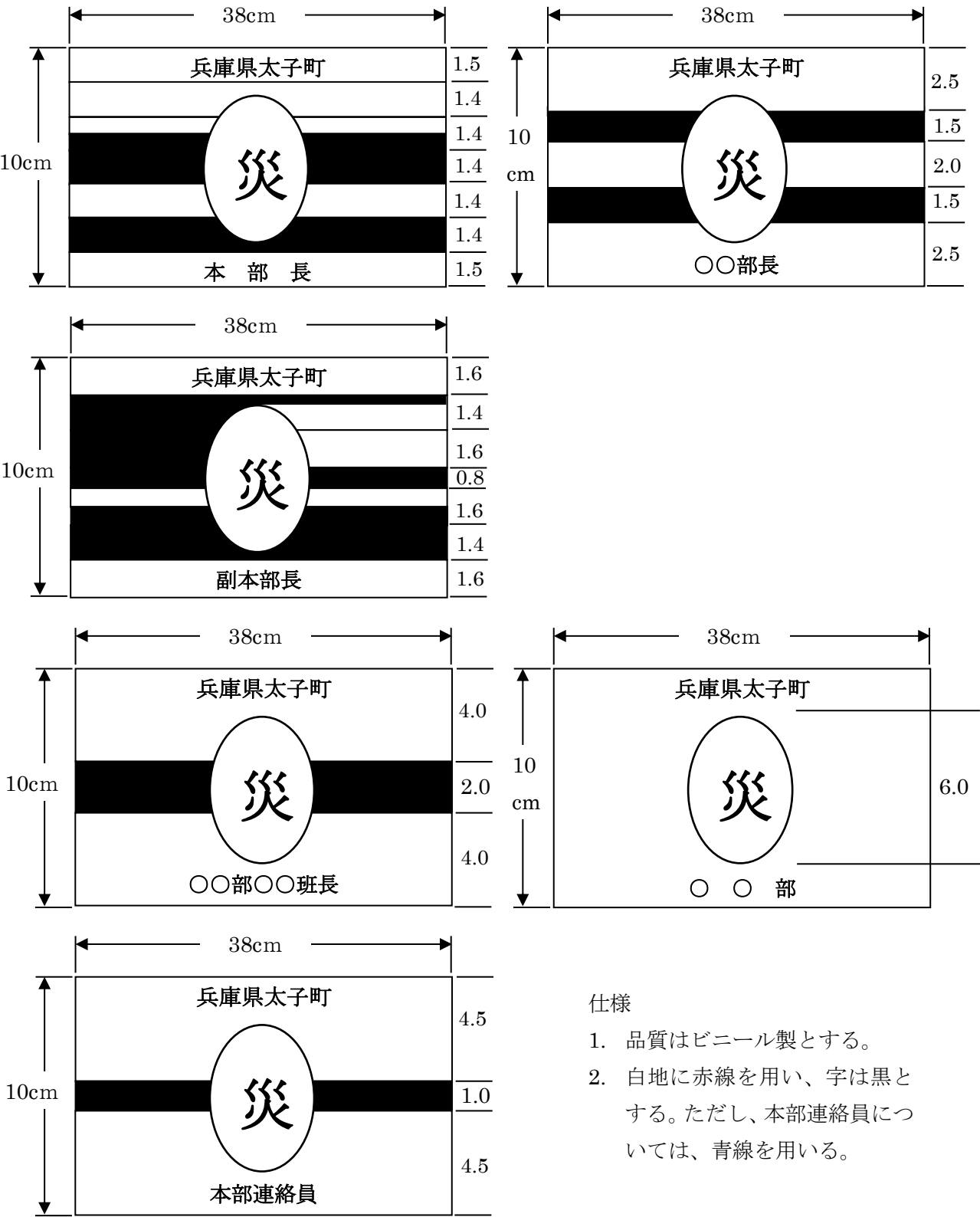
区 分	役 職 名
会 長	副町長
副会長	教育長
	西はりま消防組合 消防長
幹 事	総務部長
	生活福祉部長
	経済建設部長
	教育次長
	企画政策課長
	総務課長
	税務課長
	町民課長
	生活環境課長
	社会福祉課長
	さわやか健康課長
	高年介護課長
	産業経済課長
	まちづくり課長
	上下水道事業所長
	教育委員会 管理課長
	教育委員会 こどもえがお課長
	教育委員会 社会教育課長
	教育委員会 文化推進課長
	議会事務局長
	会計管理者

資料7 太子町地域防災計画策定調整委員会委員名簿

太子町地域防災計画策定調整委員会委員名簿

機 関 ・ 所 属
企画政策課長
総務課長
税務課長
町民課長
生活環境課長
社会福祉課長
さわやか健康課長
高年介護課長
産業経済課長
まちづくり課長
上下水道事業所長
教育委員会 管理課長
教育委員会 こどもえがお課長
教育委員会 社会教育課長
教育委員会 文化推進課長
議会事務局長
会計管理者
西はりま消防組合 太子消防署長

災害対策本部員腕章

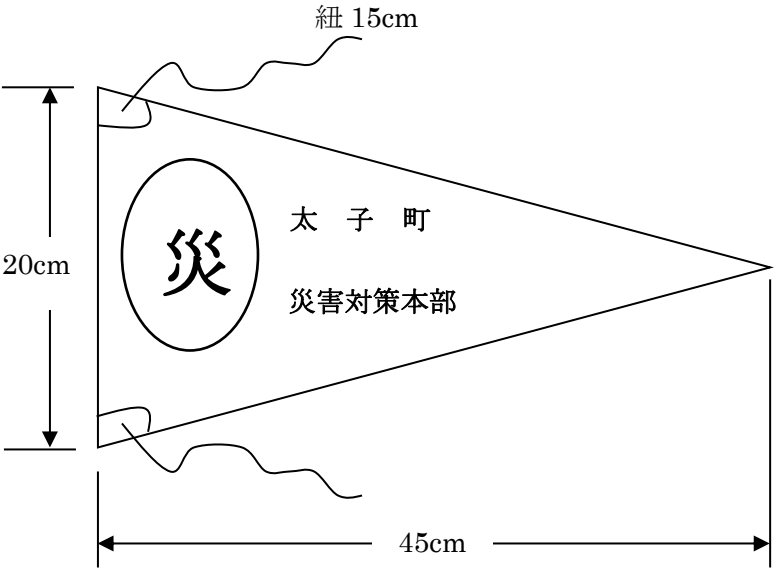


仕様

1. 品質はビニール製とする。
2. 白地に赤線を用い、字は黒とする。ただし、本部連絡員については、青線を用いる。

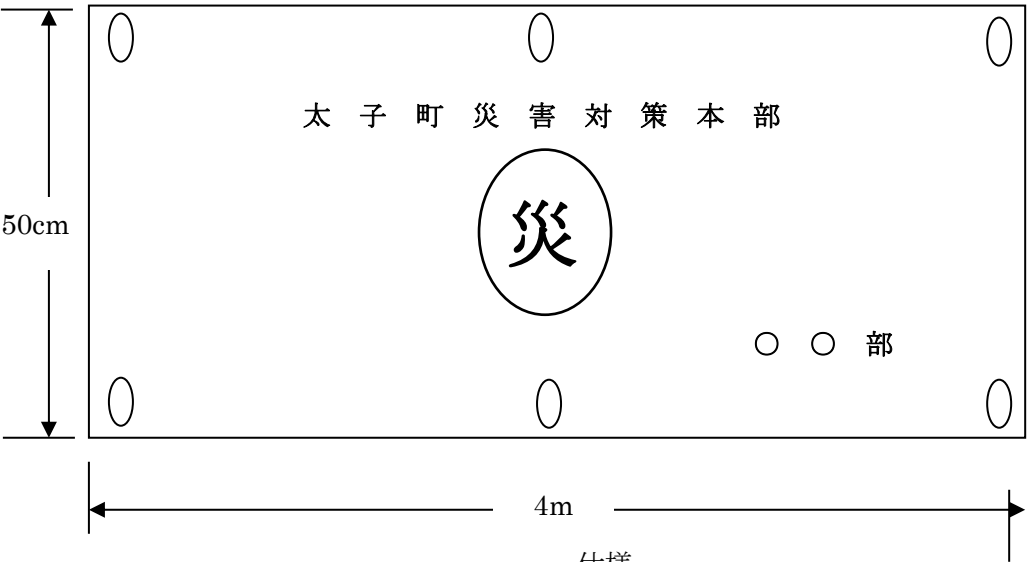
災害対策本部標旗並びに横幕

標旗（乗用車及び横幕を用いない小型貨物車用）



仕様

- 1 品質は白布地又は、白ビニール製とする。
- 2 ①表示は赤色、字は黒色とする。



仕様

- 1 品質は白布地又は、白ビニール製とする。
- 2 ①表示は赤色、字は黒色とする。

資料10 動員個人票

動員個人票

(表)

動員個人票		年 月発行
所 属		
氏 名		
配備基準	第 号 配 備	
配備部署	部 班	
配備場所		

(裏)

参集時の留意事項
1. 個人票の適用範囲
(1)地震時動員「兵庫県南西部に震度4以上の地震が発生した場合」は、本表の動員区分によって自動的に参集する。(四輪自動車で参集しないこと。)
(2)風水害時 動員命令により本表の動員区分によって参集する。
2. 参集時の服装及び携行品
応急活動に便利で安全な服装とし、手袋、カッパ、タオル、水筒、食糧、懐中電灯、着替等の必要な用具をできる限り携行すること。
3. 参集途上の緊急措置
参集途上において、火災、人命に係る災害に遭遇したときは、最寄りの消防、警察機関へ連絡のうえ、適切な措置をとるとともに、町内の被害状況を黙視により把握し、到着後本部室に報告すること。

■救助関係

資料11 災害救助法による救助の基準

(令和3年6月18日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2基本額 1戸当り 5,714,000円以内 3建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該施設にける実費	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な設備を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1規模 建設型応急住宅に準じる 2基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに 借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他のによる食品の供与	1避難所に収容された者 2住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損等により	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

救助の種類	対象	費用の限度額			期間		備考			
	使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	区 分		1人 世帯	2人 世 帯	3人 世 帯	4人 世 帯	5人 世 帯	6人以上 1人増す ごとに加 算	
		全 全 流	壊 焼 失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
				冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半 半 床 浸	壊 焼 上 水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000			13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損 等の実費 2 病院又は診療所…国民 健康保険診療報酬の額以 内 3 施術者 協定料金の額以 内			災害発生の日 から14日以内		患者等の移送費は、別途計上			
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分娩した 者であって災害のため助産 の途を失った者（出産のみ ならず、死産及び流産を含 み現に助産を要する状態に ある者）	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実 費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内 の額			分娩した日 から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上			
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実 費			災害発生の日 から3日以内		1 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の 捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上			
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)若しくは これらに準ずる程度の損傷 を受け、自らの資力により 応急修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行わな ければ居住することが困 難である程度に住家が半 壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度 の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊 又は半壊若しくは半焼の 被害を受けた世帯 595,000 円 ②半壊又は半焼に準ずる 程度の損傷により被害を 受けた世帯 300,000 円			災害発生の日から3ヵ月 以内(災害対策基本法第 23条の3第1項に規定 する特定災害対策本部 、同報第24条第1項に 規定する非常災害対策 本部又は同法第28条の 第2第1項に規定する 緊急災害対策本部が設 置された災害にあつて は、6ヵ月以内)					
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半 壊(焼)又は床上浸水に より学用品を喪失又は 毀損等により使用す ることができず、就学 上支障のある小学校 児童、中学校生徒、 義務教育学校生徒 及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外 の教材で、教育委員 会に届出又はその承認 を受けて使用している 教材、又は正規の授 業で使用している教材 実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金 額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円			災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内		1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて 支給する。			

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12 歳以上) 215,200 円以内 小人(12 才未満) 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄・消毒等) 1体当たり 3,500 円以内 一時保存: 死体一時収容施設 通常の実績 上記が利用できない場合 1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実績を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自己の資力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療費及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合算	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		額以内とすること。 イ 三千万円以下の部分の金額に ついては百分の十 ロ 三千万円を超え六千万円以下 の部分の額については百分の九 ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 ト 五億円を超える部分の金額に ついては百分の四		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

■通信関係

資料12 防災行政無線(同報系)子機一覧

防災行政無線(同報系)子機一覧

	屋外子局名称	住所
1	太子町役場	太子町鵜 280-1
2	斑鳩小学校	太子町鵜 713
3	城山前公園	太子町鵜 997-23
4	馬場公園	太子町馬場 271-19
5	阿曾公民館	太子町阿曾 122-1
6	石海小学校	太子町福地 422
7	保健福祉会館	太子町老原102-1
8	常全フケノ上公園	太子町常全 144-1
9	太子ニュータウン公園	太子町岩見構 512-6
10	南総合センター	太子町塚森131
11	竹広南公園	太子町竹広 1-51
12	糸井池田集会所	太子町糸井 1-63
13	立岡南ゆめ公園	太子町立岡 85-26
14	太子西中学校	太子町立岡 207-1
15	立岡山崎公園	太子町立岡 287-16
16	矢田部公民館	太子町矢田部 277-6
17	町民体育館	太子町東南 51-1
18	とうぼ神田公園	太子町東保 170-4
19	第三機動分団車庫	太子町東出 109-1
20	町与小垣内北公園	太子町太田 739-9
21	田中内海道公園	太子町太田 1058-3
22	川島ひかり公園	太子町太田 1890-14
23	松ヶ下資材置場	太子町佐用岡 246-1
24	天満山自治会館	太子町天満山 66-7
25	きたやま公園	太子町原 313 地先
26	原池公園	太子町原 538-29
27	太田公園(グラウンド)	太子町原 538-95
28	太田東地区農村交流センター	太子町原 1039
29	山田	太子町山田 119-2
30	黒岡児童公園	太子町黒岡 21-11
31	第四機動分団車庫	太子町佐用岡 442-4
32	松尾公民館	太子町松尾 315-3
33	広坂公民館	太子町広坂 333-1
34	上太田児童公園	太子町上太田 483
35	憩いの家ふちせ	太子町東南 737-154
36	鵜飼公民館	太子町松尾 722
37	薬師広場	太子町立岡 325-1・335 合併
38	荒神社横公園	太子町吉福 514
39	船代出屋敷クラブ	太子町船代 185-3
40	太子東中学校	太子町太田 1
41	糸井北公民館	太子町糸井 177
42	皇神社	太子町米田 216-1

資料13 防災行政無線(同報系)戸別受信機一覧

防災行政無線（同報系）戸別受信機一覧

	配布場所	住所
1	斑鳩小学校	太子町鵜 713
2	斑鳩幼稚園	太子町馬場 5
3	石海小学校	太子町福地 422
4	石海幼稚園	太子町福地 501-1
5	太子西中学校	太子町立岡 207-1
6	太田幼稚園	太子町東出 126-1
7	太田小学校	太子町東出 128
8	太子東中学校	太子町太田 1
9	龍田幼稚園	太子町佐用岡 390-2
10	龍田小学校	太子町佐用岡 436
11	太田東地区農村交流センター	太子町原 1039
12	太子高等学校	太子町糸井 19
13	保健福祉会館	太子町老原 102-1
14	南総合センター	太子町塚森 131
15	町民体育館	太子町東南 51-1
16	斑鳩保育所	太子町馬場 20-1
17	斑鳩公民館	太子町鵜 678
18	文化会館	太子町鵜 1310-1
19	石海公民館	太子町福地 132-1
20	龍田公民館	太子町佐用岡 388-8
21	太田公民館	太子町太田 370-3
22	特別養護老人ホーム太子の郷	太子町太田 231 番地 1
23	特別養護老人ホームまほろばの里	太子町塚森 125-1
24	白(はく)	太子町糸井 258-1
25	てくてく(室井メディカルオフィス内)	太子町矢田部 335-1
26	サンホーム太子	太子町矢田部 179-1
27	グレースガーデン太子 I	太子町東保 106-1
28	華みどり	太子町立岡 307-1
29	ソラストももか太子	太子町下阿曾 15-1
30	ふるさとのたより太子	太子町馬場 284-1
31	障害者支援施設 あすかの家	太子町太田 2330
32	グループホーム ちゃのきのいえ	太子町太田 1751-7
33	とみのおか保育園	太子町糸井 284-2
34	インターナショナルキッズハウス太子校	太子町矢田部 176-5
35	トイボックス太子	太子町東南 61-16
36	石海保育園	太子町福地 680-1
37	二葉保育園	太子町太田 2052
38	カレナ認定こども園	太子町太田 669-1

資料14 西日本電信電話株式会社特設電話一覧

西日本電信電話株式会社特設電話一覧

番号	名称	住所	回線数	設置場所
1	太子町役場庁舎	太子町鵜 280-1	1	地域交流棟 1F
2	太子町立斑鳩保育所	太子町馬場 20-1	1	事務所 2F
3	太子町保健福祉会館	太子町老原 102-1	1	事務所 1F
4	太子町立太田公民館	太子町太田 370-3	1	事務所 1F
5	太子町立太子東中学校	太子町太田 1	2	体育館
6	太子町立太田小学校	太子町東出 128	2	体育館
7	太子町立太田幼稚園	太子町東出 126・127-1	1	事務所 2F
8	太子町立町民体育館	太子町東南 51-1	2	1Fロビー
9	太子町立太子西中学校	太子町太子町立岡 207-1	2	体育館
10	太子町立石海小学校	太子町福地 422	2	体育館
11	太子町立石海公民館	太子町福地 132-1	1	学習室前
12	太子町立石海幼稚園	太子町福地 501-1	1	遊戯室
13	太子町立斑鳩幼稚園	太子町馬場 5	1	遊戯室 2F
14	太子町立斑鳩小学校	太子町鵜 713	2	体育館
15	太子町立斑鳩公民館	太子町鵜 678	1	事務所 1F
16	太子町立文化会館	太子町鵜 1310-1	2	事務所 1F
17	太子町立龍田小学校	太子町佐用岡 436	2	体育館
18	太子町立龍田公民館	太子町佐用岡 388-8	1	事務所 1F
19	太子町立龍田幼稚園	太子町佐用岡 390-2	1	事務所 1F
20	太子町立南総合センター	太子町塚森 131	1	事務所1F

資料15 近畿農政局 連絡先

近畿農政局 連絡先

連絡先	所在地	電話
近畿農政局兵庫支局 地方参事官	神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎	078 - 331 - 9941 (代表)

資料16 防災関係機関電話番号一覧

防災関係機関電話番号一覧

機関名	電話等	番号	備考
(太子町関係)			
太子町役場(太子町災害対策本部)	TEL	079(277)1010	
	TEL	079(277)5998	直通
	FAX	079(276)3892	
(消防関係)			
西はりま消防組合消防本部	TEL	0791(76)7119	
	FAX	0791(72)6119	
西はりま消防組合太子消防署	TEL	079(276)1191	
	FAX	079(276)2246	
(兵庫県関係)			
兵庫県危機管理部災害対策課	TEL	078(362)9900	
(災害対策本部)	FAX	078(362)9911	
※災害対策本部未設置時	TEL	078(362)9988	昼間
	TEL	078(362)9900	夜間
兵庫県土木部河川整備課	TEL	078(362)3531	
(水防本部)	FAX	078(362)3922	
兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課	TEL	0791(58)2112	
	FAX	0791(58)2328	
兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所 地域福祉課	TEL	0791(63)5135	
生活福祉課	TEL	0791(63)5137	
健康管理課	TEL	0791(63)5143	健康危機 ホットライン
地域保健課	TEL	0791(63)5141	
食品薬務衛生課	TEL	0791(63)5145	
兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所森林第2課	TEL	0791(58)2203	
兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所光都土地改良センター	TEL	0791(58)2215	
兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所龍野農業改良センター	TEL	0791(63)5172	
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所管理課	TEL	0791(63)5207	
道路課	TEL	0791(63)5218	
	FAX	0791(63)2958	
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所引原ダム管理所	TEL	0790(73)0436	
兵庫県警察本部	TEL	078(341)7441	
兵庫県たつの警察署	TEL	0791(63)0110	

機関名	電話等	番号	備考
(地方行政機関等)			
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所	TEL	079(282)8211	
陸上自衛隊姫路駐屯地	TEL	079(222)4001	(内 235)昼間
	TEL	079(222)4001	(内 302)夜間
林野庁近畿中国森林管理局兵庫森林管理署	TEL	050(3160)6170	IP 電話
神戸地方気象台 防災業務関係	TEL	078(222)8907	
観測予報関係	TEL	078(222)8915	
(公共機関等)			
西日本旅客鉄道(株) 神戸支社	TEL	078(361)4572	総務課
	TEL	078(360)4032	施設課
西日本電信電話(株)兵庫支店	TEL	078(393)9440	
	FAX	078(326)7363	
関西電力送配電(株)姫路本部	TEL	0800(777)3081	
	FAX	079(227)0615	
大阪ガス(株) (ネットワークカンパニー兵庫導管部)	TEL	078(303)8600	災害時行政用窓口
	FAX	078(303)7864	災害時行政用窓口
神姫バス(株)姫路営業所	TEL	079(288)1744	
	FAX	079(288)6777	
NHK 神戸放送局	TEL	078(252)5100	放送部
姫路支局	TEL	079(225)1901	
(株)サンテレビジョン	TEL	078(303)3168	報道部
(株)ラジオ関西	TEL	078(362)7373	
たつの市・揖保郡医師会	TEL	0791(63)2200	事務局
(公共団体)			
太子町社会福祉協議会	TEL	079(276)4111	
	FAX	079(276)4169	
日本赤十字社 兵庫県支部	TEL	078(241)1499	救護福祉課

資料17 兵庫県衛星通信ネットワークにおける主な電話番号一覧

兵庫県衛星通信ネットワークにおける主な電話番号一覧

発信先	発信番号	地球局番号	衛星番号	備考
兵庫県庁 代表	7	151	7711	
夜間・休日	7	151	5361	
危機管理部災害対策課 防災・ 危機管理班	7	151	3140	
防災情報班	7	151	3151	
ファックス	7	151	6380	
ファックス	7	151	6381	
危機管理部消防保安課 消防班	7	151	3411	
ファックス	7	151	6384	
県ネットワーク管理室（衛星）	7	151	6882	24 時間体制
ファックス	7	151	6380	
県ネットワーク管理室（フェニッ クス）	7	151	5805	
ファックス	7	151	6381	
西播磨県民局 代表	7	15187-189	1200	
総務企画室総務防災課	7	15187-189	1124	
	7	15187-189	1125	
	7	15187-189	1130	
ファックス	7	15187-189	630	
龍野土木事務所 管理課	7	15187-188	521	
河川砂防課	7	15187-188	522	
ファックス	7	15187-188	637	
相生市 危機管理課	7	208	52	
たつの市 危機管理課	7	221	52	
赤穂市 危機管理担当	7	212	52	
宍粟市 危機管理課	7	521	52	
上郡町 代表	7	481	51	
佐用町 企画防災課	7	501	52	
姫路市 危機管理室	7	201	52	
神戸地方気象台 観測予報課	7	982	33	
陸上自衛隊第3特科隊 代表	7	984	31	
(時間外)宿直	7	984	32	
西はりま消防本部 通信指令室	7	859	42	

発信先	発信番号	地球局番号	衛星番号	備考
総務課	7	859	43	
FAX	7	859	62	
消防庁 防災課	7	048-500	9043121	
ファックス	7	048-500	9049030	
応急対策室	7	048-500	9043421	
ファックス	7	048-500	9049033	
防災情報室	7	048-500	9043521	
ファックス	7	048-500	9049034	

資料18 太子町指定給水装置工事事業者及び排水設備工事公認業者一覧

太子町指定給水装置工事事業者及び排水設備工事公認業者一覧

(令和7年1月6日現在)

業者名	住所	電話番号
関西クリーン開発	太子町鵜 509 番地 7	079-276-7243
(株)ひまわり設備	太子町鵜 1008 番地の 6	079-277-0677
藤城ポンプ工業所	太子町鵜 1402 番地の 4	079-276-0242
富士管工事(株)	太子町下阿曾 129 番地	079-277-4646
松田建築(株)	太子町老原 446 番地 1	079-276-1700
(有)三輪設備	太子町宮本 238 番地の 1	079-276-6480
松岡設備工業	太子町塚森 124 番地	079-277-3036
(有)丸八石油	太子町立岡 80 番地 1	079-276-1203
玉田設備	太子町竹広 115 番地の 2	079-277-3298
光一工房	太子町糸井 232 番地 17	079-276-4819
(株)白鳥住宅サービス	太子町矢田部 432 番地 19	079-280-5404
(株)長谷川商店	太子町東南 301 番地の 2	079-276-0102
(株)西川組	太子町東南 568 番地の 4	079-276-1735
カメモト設備	太子町東保 423 番地の 3	079-277-2462
上野設備工業(株)	太子町東保 495 番地の 8	079-276-2446
(株)陸設備	太子町太田 2228 番地 6	079-227-3681
株式会社水宝	太子町佐用岡 935 番地 28	079-240-6222
モリカワ	太子町上太田 405 番地の 5	079-276-6221
(株)青山商会	姫路市青山 5 丁目 10 番 1 号	079-266-2157
(株)一四一	姫路市青山北 1 丁目 2 番 17 号	079-266-2313
ムツミ商事(株)	姫路市青山四丁目 24 番 8 号	079-266-6232
ハリマ設備工業(株)	姫路市網干区大江島 101 番地	079-273-0025
岸本木材(株)	姫路市網干区垣内東町 155 番地	079-273-3632
(株)ウエスイ設備	姫路市網干区興浜 1344 番地の 4	079-272-3819
勝間設備(株)	姫路市網干区浜田 211 番地の 2	079-273-7705
ヤマサ設備工業(株)	姫路市網干区和久 387 番地の 5	079-273-5011
(株)ダイワ	姫路市大津区平松 223 番地	079-273-4126
ヒカリ住設合同会社	姫路市大津区天満 1219 番地	079-287-9802
(株)イワクニ	姫路市刀出 300 番地の 4	079-266-7901
下江設備(株)	姫路市勝原区下太田 328-3	079-269-9031
(株)井貫水道工業所	姫路市勝原区熊見 419 番地の 1	079-236-0825
(有)英水	姫路市勝原区丁 160 番地の 1	079-274-6669

業者名	住所	電話番号
(株)フクスイ	姫路市勝原区宮田 505 番地	079-273-3873
下庄工業所	姫路市広畑区則直 152 番地の 10	090-2757-2571
三木商事(株)	姫路市木場十八反町 27 番地	079-245-7233
第一設備管理(株)	姫路市飾磨区構 1 丁目 148 番地の 1	079-234-0969
(株)関西エンジニアリング	姫路市飾磨区野田町 169 番地	079-224-1944
(株)藤野設備工業	姫路市飾磨区堀川町 85 番地 3	079-235-73220
市木工業	姫路市飾磨区玉地 48 番地 7	079-228-0171
(株)原工務店	姫路市飾磨区中浜町 3 丁目 190 番地	079-236-4192
(株)環空社	姫路市四郷町東阿保 1225 番地 1	079-285-3308
(有)菅原設備	姫路市書写 418 番地の 1	079-266-6374
(株)山村設備商会	姫路市白浜町甲 2154 番地	079-245-1851
(株)播昭	姫路市城北本町 5 番 30 号	079-289-8121
是川設備工業(株)	姫路市太市中 670 番地	079-269-0054
(有)信和開発	姫路市玉手 620 番地 1	079-295-9987
富岡設備	姫路市継 413 番地 18	079-245-6336
ユージン・ウォーターワークス(株)	姫路市日出町 3 丁目 24 番地 10	079-221-7280
(株)扶蘇興業	姫路市豊富町豊富 3451 番地の 3	079-264-2344
株式会社堀田土建	姫路市豊富町豊富 895 番地の 1	079-264-4905
(株)香寺設備サービス	姫路市香寺町香呂 197 番地 1	079-232-1048
三晴工業(株)	姫路市西庄 217 番地の 1	079-297-0388
新栄設備工業(有)	姫路市花田町上原田 52 番地の 10	079-253-4767
美樹工業(株)	姫路市北条 951 番地 1	079-281-5151
(株)金山水道土木	姫路市広畑区蒲田 1 丁目 61 番地	079-236-4665
児山商店	姫路市広畑区北河原町 28 番地	079-236-0961
(有)かねひら水道設備	姫路市広畑区西蒲田 269 番地の 1	079-237-9392
西田(有)	姫路市広畑区西蒲田 626 番地の 1	079-237-2919
(株)大下水道設備商会	地姫路市広畑区西夢前台 5 丁目 165 番地	079-236-5872
和田(株)	姫路市別所町北宿 946 番地の 1	079-252-1849
ウォーターテック(有)	姫路市保城 663 番地 4 保城加納ビル 202 号	079-223-0365
中播住宅設備(株)	姫路市御国野町御着 317-4	079-252-0110
(株)播水	姫路市南条二丁目 50 番地	079-284-2827
(株)UP SOON	姫路市香寺町犬飼 663 番地 2	080-4561-0573
今村産業株式会社	姫路市飾磨区恵美酒町 414 番地	079-234-1122
株式会社エネルギーステーション	姫路市安田 4 番地 56	079-225-5222
有限会社 五洋設備	姫路市書写 2575 番地の 5	079-266-6700

業者名	住所	電話番号
株式会社 シンテック	姫路市菅生台 5 番地 3	079-228-4114
株式会社 ヒロネット	姫路市広畑区本町一丁目 23 番地	079-237-8501
ライフ設備	姫路市網干区津市場 2229 番地	
中元産業(株)	たつの市揖保川町山津屋 22 番地の 1	0791-72-2031
(有)中元設備工業	たつの市揖保川町黍田 50 番地の 5	0791-72-3415
(有)長田設備工業	たつの市揖保川町黍田 108 番地の 8	0791-72-2469
高瀬設備工業(株)	たつの市揖保川町金剛山 293 番地 2	0791-72-5526
(株)播竜商会	たつの市龍野町島田 20 番地の 1	0791-65-2105
(株)森川設備工業所	たつの市神岡町入野 700 番地	0791-63-1372
播水管工(株)	たつの市神岡町西鳥井 256-1	0791-65-1657
(株)船引商店	たつの市龍野町日山 62 番地の 3	0791-63-2688
(有)沼田水道工業所	たつの市御津町苅屋 478 番地の 2	079-322-1251
ミツバ商事(株)	たつの市御津町釜屋 5 番地の 1	079-322-1245
(株)大西商店	たつの市御津町室津 398 番地の 1	079-324-0047
キムラ設備	たつの市揖保西町土師 4 丁目 120 番地	0791-72-8438
谷口設備	たつの市龍野町片山 39 番地 2	0791-62-1792
(株)ニシカワ水道	神崎郡福崎町高岡 707 番地	0790-22-3499
三業(株)	相生市那波大浜町 5 番 9 号	0791-22-5129
みすみ工業(株)	相生市那波東本町 5 番 47 号	0791-25-4687
勝谷設備	相生市矢野町小河 140 番地の 2	0791-29-0088
株式会社 TAISEI	相生市汐見台 27 番地の 6	0791-25-1357
(株)ハミング	宍粟市山崎町金谷 481 番地	0790-62-3774
(株)塚本陶器	宍粟市山崎町庄能 376 番地	0790-62-1561
上野設備	加古川市尾上町養田 511 番地の 1	079-425-6644
(株)アイエム工業	加古川市尾上町口里 606	079-456-4605
(株)翔設備	加古川市別府町別府 629-1	0794-36-1899
(株)櫻井水設	加古川市米田町平津 671 番地の 15	079-432-5911
関山設備	加古川市東神吉町西井ノ口 229 番地の 24	079-439-4407
出口設備 有限会社	加古郡稲美町和田 340 番地 3	079-492-8650
有限会社 徳岡興産	加古川市神野町福留 1 丁目 63 番地	079-439-6316
(有)スエヒロデンキ	佐用郡佐用町上月 516 番地 22	0790-86-0777
(有)近藤設備工業所	多可町中区中村町 451 番地	0795-32-2694
(有)松岡組	神戸市西区樫谷町寺谷 1242 番地 693	078-977-1422
(有)YM 設備	神戸市西区白水 2 丁目 10 番地 11	078-978-1236
(株)ツボサカ	神戸市西区福吉台 2-25-17	078-967-2122
(株)ユーザーブ	神戸市西区福吉台 2-25-17	078-967-5959

業者名	住所	電話番号
株式会社 イースマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町 3-7-3 イースマイルビル	06-7739-2525
(株)クリーンライフ	大阪府吹田市広芝町 6 番 10 号	06-6821-6133
(株)シンエイ	大阪府大阪市中央区谷町 2-4-3 アイエスビル 9F	06-6944-7797
(株)ハウスラボ	大阪府大阪市浪速区大国 2 丁目 1-6	06-6648-9898
(株)アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀 8-8 第1ウエノヤビル 6F	082-502-6644
株式会社キンライサー	東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号	03-5157-2400
三菱電機システムサービス(株)	東京都世田谷区太子堂 4 丁目 1-1	03-5434-7750
(株)クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-1-9	045-473-8181

■協定関係

資料19 公共団体との応援協定一覧

	協定等の名称	構成市町等	締結日	内容
1	西播磨地域災害時相互応援に関する協定	西播磨地域 5 市 6 町	平成 18 年 3 月 27 日 (再締結日)	物資・資機材の斡旋・提供、職員等の派遣、被災者の受入れ
2	聖徳太子ゆかりの町災害時等相互応援に関する協定	奈良県斑鳩町、大阪府太子町	平成 8 年 11 月 1 日	物資・資機材の提供、職員等の派遣、被災者の一時受入れ
3	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	県下全市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会、兵庫県	平成 10 年 3 月 16 日	応急給水作業、応急復旧作業、作業に必要な資機材の拠出
4	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県、県内市町、関係一部事務組合	平成 17 年 9 月 1 日	
5	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県、県内市町	平成 18 年 11 月 1 日	応急対策及び応急復旧に必要な資機材・物資及び施設の斡旋又は提供、職員の派遣、被災者の受入れ
6	播磨広域防災連携協定	播磨地域 13 市 9 町	平成 26 年 4 月 22 日 (再締結日)	物資・資機材の斡旋・提供、職員等の派遣、被災者の受入れ、平常時の情報交換等
7	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 25 年 1 月 17 日	物資・資機材の提供、職員等の派遣
8	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	播磨地域 13 市 9 町	平成 28 年 10 月 1 日	災害時における被災者支援のための行政書士業務

資料20 企業等との応援協定一覧

	協定等の名称	構成市町等	締結日	内容
1	緊急時における生活物資等の確保に関する協定書	マックスバリュイオン太子店・マックスバリュ太子南店・マルナカ太子店	令和4年12月1日 (再々締結日)	物資の供給、一時避難場所の提供
2	緊急時における生活物資の確保に関する協定書	コープこうべ	平成11年3月24日	物資の供給
3	災害時要援護者用一時避難所に関する協定	株式会社愛	平成19年1月17日	ホテルサンシャイン青山、サンシャインガーデンプラザの宴会場及びロビーを福祉避難所として提供
4	災害時における応急対策業務に関する協定	太子建設組合	平成20年11月20日	人命救助、道路交通確保のための障害物の除去作業
5	災害時における支援協力に関する協定	青山開発株式会社 (青山ゴルフクラブ)	平成24年1月17日	避難所としてクラブハウスの提供 臨時ヘリポート等としてコースの提供
6	災害時における物資の供給に関する協定	大和紙器株式会社	平成26年9月8日 (再締結日)	段ボール製品の優先供給
7	災害時における障害物除去等の協力に関する協定	兵庫県自動車整備振興会 西播西支部	平成24年1月17日	人命救助のための障害物の除去作業 道路交通確保のための障害物の除去作業
8	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成25年1月17日	ホームページのキャッシュサイトの作成 避難所情報の掲載など
9	災害時等における施設利用等の支援協力に関する協定書	(株)東芝 姫路半導体工場	平成26年1月17日	避難所としての利用
10	災害時等における施設利用等の支援協力に関する協定書	(有)網干自動車教習所	平成26年1月17日	避難所としての利用 教習車両等の貸与
11	災害時におけるLPガス等支援協力に関する協定書	一般社団法人兵庫県LPガス協会西播東支部	平成27年11月4日	LPガス及び燃焼機器等の優先供給
12	災害時等におけるレンタル資機材の提供に関する協定	西尾レントオール(株)	平成28年1月19日	レンタル資機材の優先提供
13	災害時等における燃料等の優先供給に関する協定書	県石油商業協同組合揖龍支部太子ブロック会	平成28年11月1日	緊急車両、災害資機材等の燃料の確保と優先供給
14 ～ 18	災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定書	まほろばの里 児童デイサービスみそら 太子の郷 はおとの森こども園 生活介護事業所虹	平成28年12月16日	福祉避難所の開設、運営協力
19	災害時における被災者支援協力等に関する協定書	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成29年1月23日	遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供等

	協定等の名称	構成市町等	締結日	内容
20	災害時等における施設利用等の支援協力に関する協定書	社会福祉法人二葉保育園	平成 29 年 3 月 21 日	避難所としての利用
21	太子町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	社会福祉法人太子町社会福祉協議会	平成 30 年 3 月 20 日	災害ボランティアセンターの設置
22	災害時における畳の提供等に関する協定	「5 日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会	令和 3 年 1 月 12 日	畳の調達、避難所へ畳の配送・設置
23	災害時における救援物資の輸送等に関する協定	一般社団法人兵庫県トラック協会	令和 3 年 2 月 15 日	救援物資の輸送等
24	災害時における物資の供給等に関する協定	本田冷蔵株式会社	令和 3 年 4 月 22 日	袋及びカップ入り氷等の氷製品の供給 ワクチン等医療用薬品、その他冷凍冷蔵を必要とする物品の保管
25	災害時における消防用水等の供給支援協力に関する協定	大阪広域生コンクリート協同組合	令和 3 年 5 月 28 日	大規模火災における消防用水の緊急供給
26	災害時における施設利用等の支援協力に関する協定	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部網干総合車両所	令和 4 年 1 月 18 日	避難者の収容 食事場所の提供 その他避難者の支援に必要な事項
27	災害時における物資の供給等の支援協力に関する協定	株式会社ホームセンターアグロ	令和 4 年 4 月 15 日	食料・飲料水・生活必需品の提供 資機材の提供 物資の搬入
28	災害時における物資輸送等に関する協定	福山通運株式会社	令和 5 年 2 月 20 日	支援物資の輸送 支援物資の保管場所の提供 物資拠点施設の運営補助
29	災害時における施設利用等の支援協力に関する協定	社会福祉法人播磨福祉事業会	令和 5 年 7 月 6 日	一次避難所の開設
30	災害時における支援協力に関する協定	兵庫県石油商業組合	令和 6 年 2 月 14 日	物資の優先配給
31	災害時における被災者相談実務の実施に関する協定	兵庫県司法書士会	令和 6 年 3 月 19 日	被災者の相談事業
32	災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定	一般社団法人日本ムービングハウス協会、株式会社 SIC	令和 6 年 11 月 18 日	応急仮設住宅の建設、設置

資料21 覚書一覧

	協定等の名称	構成市町等	締結日	内容
1	避難所に関する覚書	原自治会	平成 28 年 8 月 1 日	避難所及び避難場所の指定
2	災害時等における太子町と太子町内郵便局との相互協力に関する覚書	太子町内郵便局 (代表 太子郵便局)	平成 12 年 11 月 1 日	被災状況・町民の避難先の情報提供、郵便・為替貯金・簡易保険等郵政事業にかかわる事務の取り扱い、災害時の相互協力、災害時の広報等
3	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	関西電力送配電株式会社 兵庫支社	令和 4 年 5 月 9 日	道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去実施について、相互連携・協力の基本事項を定めるもの

■水防・地盤災害関係

資料22 土砂災害警戒区域・山地災害危険地区

【土砂災害警戒区域】

(2021 年 12 月 28 日時点)

字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	自然現象の種類	警戒区域 の種類
山田	137000001	笹山 I	ササヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
原	137000002	新山 I	ニイヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
太田	137000003	原坂 I	ハラサカ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東出	137000004	平岩(1) I	ヒライワ	急傾斜地の崩壊	警戒区域
東出	137000005	平岩(2) I	ヒライワ	急傾斜地の崩壊	警戒区域
東保	137000006	丹生山(1)(1) I	ニウヤマ	急傾斜地の崩壊	警戒区域
松尾	137000007	大門 I	ダイモン	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東出	137000008	壇特山(1)(1) I	ダンドクヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
鵜	137000009	西本町 I	ニシホンマチ	急傾斜地の崩壊	警戒区域
老原	137000010	立岡山(1) I	タツオカヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
老原	137000011	立岡山(2) I	タツオカヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
糸井	137000012	糸井(1) I	イトイ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
糸井	137000013	糸井(2) I	イトイ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東出	137000014	糸井(3) I	イトイ	急傾斜地の崩壊	警戒区域
東出	137000015	壇特山(2) I	ダンドクヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
松ヶ下	137000016	松ヶ下(1) I	マツガシタ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東出	137000017	東出(1)	トウデ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
山田	137000018	山田(1) I	ヤマダ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
佐用岡	137000019	助久(1) I	スケヒサ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
佐用岡	137000020	前山(1) I	マエヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東保	137000021	東保 I	トウボ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東保	137000022	東保(2) I	トウボ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
太田	137000023	沼田(1) I	ヌマタ	急傾斜地の崩壊	警戒区域
立岡	137000024	立岡(2) I	タツオカ	急傾斜地の崩壊	警戒区域
立岡	137000025	立岡(3) I	タツオカ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東出	137000026	壇特山(3) I	ダンドクヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
松尾	137000027	鵜飼(2) I	ウカイ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東保	137000028	壇持山(4) I	ダンジヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
松ヶ下	137000029	松ヶ下(3) I	マツガシタ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
鵜	137000030	西本町(2) I	ニシホンマチ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
原	137000031	原 I	ハラ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
松ヶ下	137000032	松ヶ下 AⅡ	マツガシタ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
松ヶ下	137000033	松ヶ下 BⅡ	マツガシタ	急傾斜地の崩壊	警戒区域
東出	137000034	東出 AⅡ	トウデ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東出	137000035	壇特山 AⅡ	ダンドクヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東出	137000036	壇特山 BⅡ	ダンドクヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東出	137000037	平岩 AⅡ	ヒライワ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域

字	箇所番号	区域名	区域名 (フリガナ)	自然現象の種類	警戒区域 の種類
東南	137000038	東南 AⅡ	トウナン	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東出	137000039	平岩 BⅡ	ヒライワ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
老原	137000040	立岡山 AⅡ	タツオカヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
老原	137000041	立岡山 BⅡ	タツオカヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
原	137000042	原 AⅡ	ハラ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
原	137000043	北山 AⅡ	キタヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
原	137000044	原 BⅡ	ハラ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東出	137000045	平岩 CⅡ	ヒライワ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
原	137000046	北山 1Ⅲ	キタヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
上太田	137000047	上太田 aⅢ	カミオオタ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
上太田	137000048	上太田 1Ⅲ	カミオオタ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
佐用岡	137000049	松ヶ下 bⅢ	マツガシタ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
山田	137000050	小丸山 aⅢ	コマルヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東出	137000051	壇特山(1)(2)Ⅰ	ダンドクヤマ	急傾斜地の崩壊	警戒区域
山田	137000052	小丸山Ⅰ	コマルヤマ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東保	137000053	丹生山(1)(2)Ⅰ	ニウヤマ	急傾斜地の崩壊	警戒区域
広坂	237000001	広坂川 1Ⅰ	ヒロサカカワ	土石流	警戒区域
広坂	237000002	広坂川 2Ⅰ	ヒロサカカワ	土石流	警戒区域
松尾	237000003	松尾川Ⅰ	マツオカワ	土石流	警戒区域
広坂	237000004	鵜飼川Ⅰ	ウカイカワ	土石流	警戒区域
松ヶ下	237000005	松ヶ下川Ⅰ	マツガシタカワ	土石流	警戒区域
太田	237000006	田中 1Ⅰ	タナカ	土石流	警戒区域
太田	237000007	田中 2Ⅰ	タナカ	土石流	警戒区域
原	237000008	下原川 1Ⅰ	シモハラカワ	土石流	警戒区域
原	237000009	下原川 2Ⅰ	シモハラカワ	土石流	特別警戒区域
広坂	237000010	北山川Ⅱ	キタヤマカワ	土石流	警戒区域
上太田	237000011	上太田Ⅱ	カミオオタ	土石流	警戒区域
原	237000012	下原川 3Ⅱ	シモハラカワ	土石流	警戒区域
東保	137000054	東保Ⅱ	トウボ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東保	137000055	東保(3)Ⅰ	トウボ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
佐用岡	137000056	東保(2)Ⅱ	トウボ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
東保	137000057	丹生山(1)(3)Ⅰ	トウボ	急傾斜地の崩壊	特別警戒区域
老原	137000058	立岡山(1)Ⅰ-2	タツオカヤマ	急傾斜地の崩壊	警戒区域
東出	137000059	東出(1)Ⅰ-2	トウデ	急傾斜地の崩壊	警戒区域

【山地災害危険地区（国管理）】

(2023 年 3 月 23 日時点)

調査番号	国有林名等	林班名	危険地区番 号	山地災害の 種類	危険度
28464-001	郷ノ谷	569 と、る 1 ～ ろ	284645-1	山腹崩壊	B

28464-002	郷ノ谷	569	284645-2	山腹崩壊	B
28464-003	郷ノ谷	569 は 2、に 2	284645-3	山腹崩壊	B

【山地災害危険地区(県管理・崩壊土砂流出危険地区)】

(2022 年 4 月 1 日時点)

箇所番号	地区名	大字	字
464-001	檀特山	東出	檀特山
464-002	裏ノ谷	上太田	裏ノ谷
464-003	奥ノ谷	原	奥ノ谷
464-004	前山(1)	原	前山
464-005	前山(2)	原	前山
464-006	イロリダニ	広坂	イロリダニ
464-007	ヒナサイ山	原	ヒナサイ山
464-008	前山	松ヶ下	前山

【山地災害危険地区(県管理・山腹崩壊危険地区)】

(2022 年 4 月 1 日時点)

箇所番号	地区名	大字	字
464-001	立岡	立岡	立岡山
464-002	東出	東出	檀特山
464-003	矢田部	矢田部	檀特山
464-004	松ヶ下	松ヶ下	東山
464-005	松尾	松尾	上ノ山
464-006	上太田	上太田	宮ノ谷
464-007	山田 1	山田	中山西
464-008	山田 2	山田	大山
464-009	原 1	原	土山
464-010	原 2	原	前山
464-011	原 3	原	前山
464-012	松尾	松尾	宮ノ谷

資料23 ため池一覧

番号	名称	所在地	管理者	貯水量	備考
1	西ノ下池	太子町山田字下池 659	山田自治会	8,000	
2	下アング池	太子町山田字雁谷 250	山田自治会	6,000	
3	上アング池	太子町山田字雁谷 251	山田自治会	6,000	
4	檜谷上池	太子町山田字雁谷 681	山田自治会	2,500	
5	ナタン池	太子町山田字坂ノ谷 51	山田自治会	2,500	
6	西ノ新池	太子町山田字星池 660	山田自治会	27,000	
7	上之池	太子町山田字池田 394	原自治会	48,000	
8	皿池	太子町原字山崎 304	原自治会	4,000	
9	応神池	太子町原字山崎 322	原自治会	17,000	
10	新池(原)	太子町原字白毛 1	原自治会	19,000	
11	センザ池	太子町太田字亥ノ馬場 1157	田中自治会	2,000	
12	宮ノ池	太子町太田字東荒神谷 919	田中自治会	9,000	
13	上池	太子町広坂字栗岡 823	広坂自治会	24,000	
14	栗岡池	太子町広坂字栗岡 825	広坂自治会	7,000	
15	向池	太子町広坂字猫谷 820-22	広坂自治会	28,000	
16	新池(上太田)	太子町上太田字中山田 369-1	上太田自治会	4,000	
17	小山上池	太子町上太田字兎田 489	上太田自治会	6,400	
18	小山下池	太子町上太田字兎田 490	上太田自治会	11,000	
19	瓢箪池	太子町上太田字兎田 545	上太田自治会	33,000	
20	中ノ池	太子町松尾字中尾ノ下 490	鶴飼自治会	600	
21	奥ノ池	太子町松尾字東垣内 702	鶴飼自治会	7,000	
22	福井大池	太子町原字福井大池 538	天満西農区	88,000	
23	坂池上池	太子町山田字坂ノ谷 6 番地	山田自治会	1,000	
24	園山南池	太子町太田字園山 1271	田中自治会	1,000	
25	玄ノ谷池	太子町原字黒岡 428	原自治会	1,600	
26	天神山池	太子町太田字天神山 1170	田中自治会	1,600	
27	山田池	太子町松ヶ下字山田 41	松ヶ下自治会	1,200	
28	西池	太子町松尾字西辻ノ下 127	松尾自治会	500	
29	東池	太子町松尾字東辻ノ下 183	松尾自治会	1,300	
30	坂池下	太子町山田字坂ノ谷 10	山田自治会	500	
31	三の山池	太子町山田字美之路 578-1	山田自治会	1,600	
32	檜谷下池	太子町山田字檜谷 181	山田自治会	2,000	
33	新池(田中)	太子町太田字東荒神谷 800-16	田中自治会	2,500	
34	鷹ノ子池	姫路市西脇字鷹ノ子 1060	広坂自治会	52,600	

※34 番鷹ノ子池は姫路市に位置するが、受益地である太子町広坂自治会が管理者である。

■防災・救助活動関係

資料24 応急措置業務への従事命令

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

町長は、町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき、住民又は応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

[従事命令、協力命令の種類と執行者]

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項 災害対策基本法第 65 条第 3 項	町長 自衛官
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	災害救助法第 24 条 災害救助法第 25 条	知事 知事
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急処置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項 災害対策基本法第 71 条第 2 項	知事 委任を受けた町長
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第 4 条	警察官
消防作業	協力命令	消防法第 29 条第 5 項	消防職員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 17 条	水防管理者 水防団員 消防機関の長

(2) 従事命令の対象者

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法による町長、警察官・自衛官の従事命令 (災害応急対策全般)	町の区域の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者、ただし警察官及び自衛官の従事命令は、権限者のいない場合に限る。
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者
従事命令 (消防作業、水防作業)	火災の現場付近にある者、水防の現場にある者、又は区域内に居住する者

(3) 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更し、又は取消すときは公用令書を交付する。

(4) 実費弁償

従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては、災害対策基本法第82条の規定によりその実費を弁償する。

(5) 損害補償

従事命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡若しくは負傷、又は疾病にかかった場合は、災害対策基本法第84条の規定によりその損害を補償する。

資料25 消防団の分団別人員及び装備状況

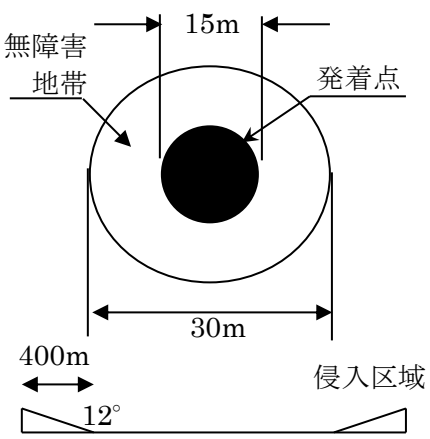
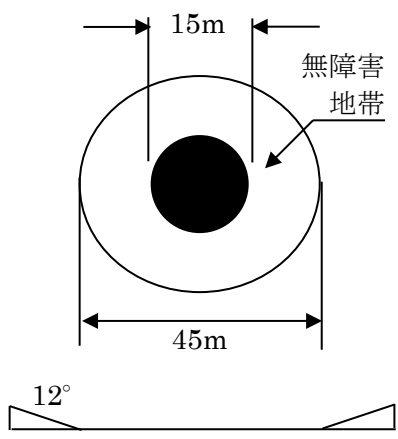
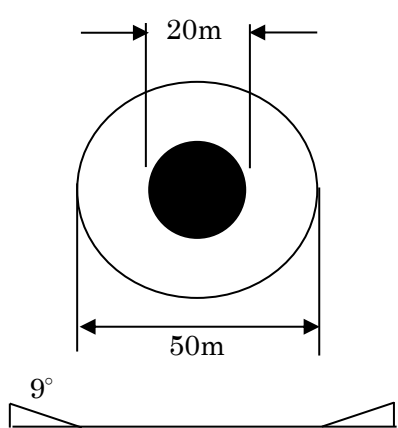
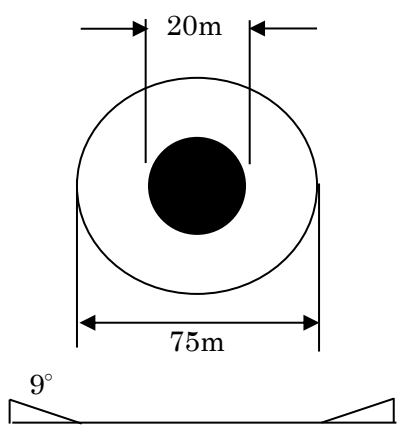
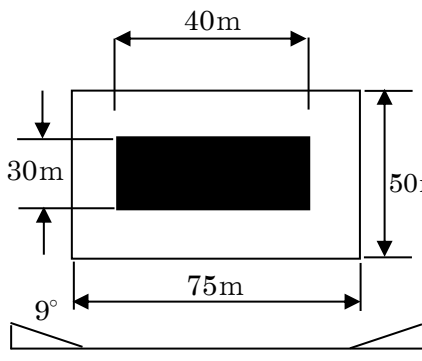
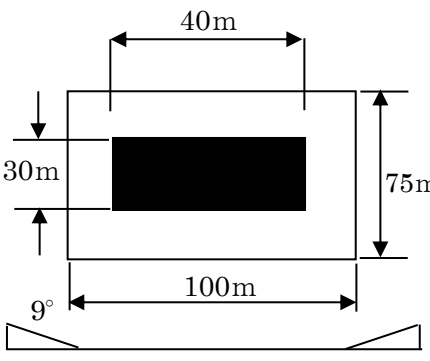
分団員	人員	装備			分団員	人員	装備		
		ポンプ 自動車	積載車	小型 動力			ポンプ 自動車	積載車	小型 動力
第1機動	20	●		●	沼田	6			●
第2機動	20	●		●	北村	6			●
第3機動	20	●		●	町与	6			●
第4機動	20	●		●	田中	9		●	●
鵜	48	●		●	川島	6			●
馬場	6			●	下出	3			
阿曾	12		●	●	天満山	6			
福地	10		●	●	原	6			●
老原	6				原池	6			
常全	6			●	山田	6			●
宮本	6			●	松田	6			
船代	6			●	平方	6			●
岩見構上	6			●	柳	6			
岩見構下	6			●	助久	6			●
吉福	6			●	松尾	6			
米田	6				広坂	6			●
塚森	6				松ヶ下	6			●
相坂	6				上太田	6			●
竹広	6			●	本部	11			
竹広南	6								
糸井	18			●					
蓮常寺	6		●	●					
立岡	6		●	●					
太子ニュータ ウン	6								
矢田部	6			●					
東南	10			●					
東保	6			●					
中出	6								
東出	10								

資料26 消防水利の現状

総計	消火栓	防火水槽及び井戸						その他		
	小計	小計		公設		私設		小計	プ ール	池
		水槽	井戸	水槽	井戸	水槽	井戸			
1,137	1,078	46	0	32	0	14	0	13	6	7

ヘリポートの具備すべき条件

1. 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積

区分 項目		昼 間 使 用	夜 間 使 用
発 着 場 基 準	OH-6D 小 型		
	HU-1B HU-1H 中 型		
	CH-47 大 型		

(注) 発着点とは、安全、容易に接地するため準備された地点

無障害地帯とは、離着陸に障害とならない地域

(2) 地表面

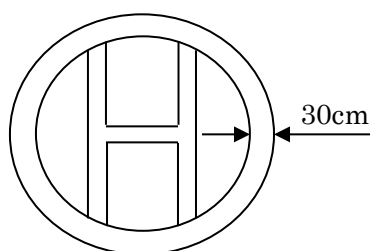
ア 舗装された場所が最も望ましい。

イ グランド等の場合、板、とたん、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。)

ウ 草地の場合は硬質低草地であること

2. 着陸点

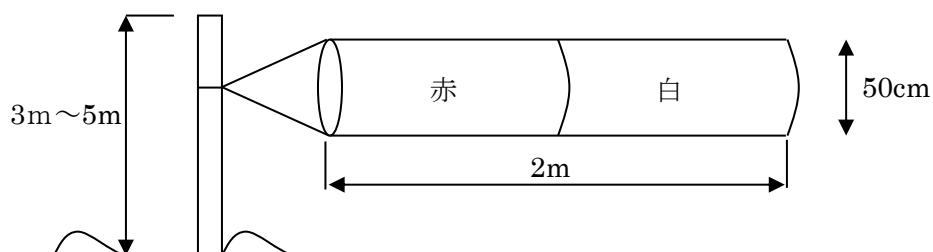
着陸点(直径30m)のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き、中央にHと記す。



3. 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所)に吹き流し、または旗をたてる。

(1) 布製

(2) 風速25m/秒程度に耐えられる強度



4. 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。

5. 電話等、通信手段の利用が可能であること。

資料28 緊急通行車両一覧表

緊急通行車両一覧表

申請年月日		令和 年 月 日				
申請機関等		所在地 兵庫県揖保郡太子町鵜 280-1 名称 太子町役場 TEL 079-277-1010				
提出先		☐ 警察本部交通規制課 ☐ たつの警察署				
申請車両		合計 57 台				
No.	課 名	車 名	登 録 番 号	種別	配置状況	用途等
1	生活環境課	ランサーセディア ワゴン	姫路 800 さ 3 6 9 6	小型用途特 種	特殊用 途	消防指令車
2	生活環境課	キャンター	姫路 800 さ 5 6 4 3	普通特種	特殊用 途	消防車（鵜）
3	上下水道事業 所	エブリィ	姫路 41 と 3 0 0 3	軽四貨物	施設配 置	
4	生活環境課	エルフ	姫路 800 さ 6 7 7 3	普通特種	特殊用 途	消防車（第 2）
5	総務課	メルファ	姫路 200 は 0 1 1 6	普通乗合リ ース	特殊用 途	バス（35 人）
6	生活環境課	エルフ	姫路 800 さ 7 5 3 5	普通特種	特殊用 途	消防車（第 1）
7	さわやか健康 課	エブリィ	姫路 480 あ 5 1 6 0	軽四貨物	施設配 置	
8	まちづくり課	AD	姫路 800 さ 7 7 2 5	小型用途特 種	特殊用 途	道路パトロール 車
9	財政課	タイタン	姫路 400 た 6 4 3	小型貨物	一括管 理	ダンプ
10	財政課	ミニキャブ EV	姫路 480 セ 5 5 7 8	軽四貨物	一括管 理	
11	財政課	AD	姫路 400 た 9 1 1 8	小型貨物	一括管 理	
12	財政課	プロボックスワゴ ン	姫路 501 そ 9 0 9	小型乗用	一括管 理	
13	財政課	アルファード	姫路 300 ま 9 4 3 9	普通乗用	一括管 理	—
14	財政課	ミニキャブ	姫路 480 く 1 5 8 3	軽四貨物	一括管 理	軽トラック
15	高年介護課	サンバーバン	姫路 480 く 1 9 7 5	軽四貨物	施設配 置	
16	文化推進課	AD	姫路 400 ち 3 7 8 1	小型貨物	施設配 置	
17	生活環境課	ハイゼット	姫路 480 く 1 6 6 0	軽四貨物	特殊用 途	畜犬車

申請年月日	令和 年 月 日					
申請機関等	所在地 兵庫県揖保郡太子町鵜 280-1 名称 太子町役場 TEL 079-277-1010					
提出先	☐ 警察本部交通規制課 ☐ たつの警察署					
申請車両	合計 57 台					
No.	課 名	車 名	登 録 番 号	種別	配置状況	用途等
18	生活環境課	ミニキャブ	姫路 880 あ 8 2 7	軽四特種	特殊用 途	消防器材運搬車
19	財政課	ミニキャブ EV	姫路 480 ぬ 5 5 7 9	軽四貨物	一括管理	
20	上下水道事業 所	ハイゼット	姫路 480 き 7 8 6 0	軽四貨物	施設配 置	
21	財政課	プロボックスワゴ ン	姫路 501 つ 3 0 9 4	小型乗用	一括管 理	
22	財政課	バモスホビオ	姫路 480 さ 2 6 6	軽四貨物	一括管 理	
23	文化推進課	キャリイ	姫路 480 せ 7 8 6	軽四貨物	施設配 置	軽トラック（文 化財）
24	給食センター	サンバーバン	姫路 480 せ 4 9 1 7	軽四貨物	施設配 置	
25	社会福祉課	AD	姫路 400 つ 8 1 0 2	小型貨物 日本赤十字	一括管 理	日本赤十字
26	財政課	エブリイ	姫路 480 そ 7 5 6	軽四貨物	一括管 理	
27	まちづくり課	サクシード	姫路 400 て 2 6 0 0	小型貨物	施設配 置	
28	体育館	ハイゼットカーゴ	姫路 480 た 3 0 4 6	軽四貨物	一括管 理	
29	さわやか健康 課	ハイゼットカーゴ	姫路 480 た 3 0 4 7	軽四貨物	施設配 置	
30	高年介護課	エブリイ	姫路 480 た 6 8 6 9	軽四貨物	施設配 置	
31	財政課	e-NV200	姫路 100 せ 1 8 7 6	普通貨物	一括管 理	
32	企画政策課	エステイマ	姫路 301 さ 7 3 9 2	普通乗用リ ース	特殊用 途	町長公用車
33	給食センター	デュトロ	姫路 100 せ 2 8 6 7	普通貨物	施設配 置	給食配送車
34	上下水道事業 所	エブリイ	姫路 480 ち 8 6 8 9	軽四貨物	施設配 置	
35	財政課	エブリイ	姫路 480 ち 8 6 9 0	軽四貨物	一括管 理	車上スピーカー
36	体育館	キャリイ	姫路 480 ち 8 8 3 8	軽四貨物	施設配 置	軽トラック（陸 上競技場）

申請年月日	令和 年 月 日					
申請機関等	所在地 兵庫県揖保郡太子町鵜 280-1 名称 太子町役場 TEL 079-277-1010					
提出先	☐ 警察本部交通規制課 ☐ たつの警察署					
申請車両	合計 57 台					
No.	課 名	車 名	登 録 番 号	種別	配置状況	用途等
37	さわやか健康課	ハイゼットカーゴ	姫路480つ 8200	軽四貨物	一括管理	
38	高年介護課	ヴォクシー	姫路501ふ 9239	小型乗用リ ース	施設配 置	買い物支援車
39	まちづくり課	タイタン	姫路800す 7587	普通特種	特殊用 途	ダンプ（道路維 持）
40	財政課	エブリイ	姫路480て 9489	軽四貨物	一括管理	
41	財政課	カラーラフィール ダー	姫路501ま 8721	小型乗用	一括管理	
42	給食センター	ダイナ	姫路100せ 5971	普通貨物リ ース	施設配 置	給食配送車
43	給食センター	ダイナ	姫路100せ 5972	普通貨物リ ース	施設配 置	給食配送車
44	給食センター	ダイナ	姫路100せ 5973	普通貨物リ ース	施設配 置	給食配送車
45	財政課	エブリイ	姫路480と 5556	軽四貨物	一括管理	
46	財政課	プロボックス	姫路400た 6198	小型貨物	一括管理	
47	さわやか健康課	エブリイ	姫路480な 4752	軽四貨物	施設配 置	
48	財政課	エブリイ	姫路480な 4753	軽四貨物	一括管理	車上スピーカー
49	上下水道事業 所	スペーシア	姫路581ほ 4566	軽四乗用	施設配 置	車上スピーカー
50	財政課	プロボックス	姫路400と 9283	小型貨物	一括管理	車上スピーカー
51	上下水道事業 所	タウンエース	姫路400と 9312	小型貨物	施設配 置	下水資材積載車
52	上下水道事業 所	ハイゼットカーゴ	姫路480に 4238	軽四貨物	施設配 置	車上スピーカー
53	高年介護課	エブリイ	姫路480に 7913	軽四貨物	施設配 置	
54	さわやか健康課	エブリイ	姫路480に 7908	軽四貨物	施設配 置	
55	財政課	リーフ	姫路301に 3868	普通乗用	一括管理	

申請年月日		令和 年 月 日				
申請機関等		所在地 兵庫県揖保郡太子町鵜 280-1 名称 太子町役場 TEL 079-277-1010				
提出先		☐ 警察本部交通規制課 ☐ たつの警察署				
申請車両		合計 57 台				
No.	課 名	車 名	登 録 番 号	種別	配置状況	用途等
56	生活環境課	ダイナ	姫路 4 8 0 せ 7 1 5	普通特種	特殊用 途	消防車（第 3）
57	生活環境課	ダイナ	姫路 4 8 0 せ 7 1 6	普通特種	特殊用 途	消防車（第 4）

資料29 緊急輸送道路ネットワーク図



■広報関係

資料30 災害広報文例(地震)

災害広報文例(地震)

(1) 地震発生直後の広報文例

広報車等によるもの

- ・「こちらは太子町災害対策本部です。」
- ・「現在は、〇月〇日午前(午後)〇時〇分です。大きな地震は終わりました。皆さん落ち着いて行動して下さい。」
- ・「余震が続きますので充分注意して下さい。」
- ・「〇〇自治会の皆さんの広域避難場所は〇〇です。」
- ・「避難するときは、なるべく近所の人と一緒に、必要な物だけを持って、身軽な服装で避難しましょう」
- ・「体の不自由な人や高齢者がおられる場合は、近所で協力し避難して下さい。」
- ・「道路が大変混雑しますので、車での避難は絶対にやめて下さい。」
- ・「避難する前に、ガスやストーブなどの元栓をしめて下さい。」
- ・「電話回線が大変混雑しますので、不用不急の電話は自粛しましょう。」
- ・「いろいろなデマに惑わされず、ラジオや防災機関の情報に従いましょう。」
- ・「〇〇付近では、地震による建物の倒壊のため周辺道路は通行できません。」

災害広報文例(洪水)

(1) 洪水発生時①直後

広報車等によるもの

「こちらは太子町災害対策本部です。」

「〇〇地区で、〇〇川が氾濫しました。」

「氾濫区域が、広がる恐れがあります。」

「〇〇地区の人は、直ちに〇〇公民館へ避難して下さい。」

(2) 洪水発生時②応急対応時

広報車等によるもの

「こちらは太子町災害対策本部です。」

「〇〇川が氾濫しました。〇〇地区の人は、直ちに〇〇公民館へ避難して下さい。」

「お互い助け合って、直ちに避難して下さい。」

「係員の指示にしたがって下さい。」

(3) 洪水復旧時①応急復旧時

「こちらは太子町災害対策本部です。」

「〇〇川の水位は下がりはじめましたが、まだ危険になる恐れもあります。」

「停電や断水はまだ続いています。」

「町道〇〇線は通行できません。」

「飲料水や食料は〇〇で配っていますので、必要な人は取りに来て下さい。」

「テレビやラジオの情報に注意して下さい。」

「係員の指示に、したがって下さい。」

(4) 洪水復旧時②復興時

「こちらは太子町災害対策本部です。」

「堤防の復旧工事が、〇月〇日より始まります。完成は〇月の予定です。」

「水道管の検査のため、〇日の〇時から〇時まで断水します。」

「ゴミの収集は、明日より平常通りに行います。」

「生活相談を、〇曜日から〇曜日の午前〇時から〇時まで役場相談室で行っております。」

「水道が断水するまえに、飲料水をためておいて下さい。」

■避難・救護関係

資料32 避難場所・指定避難場所一覧

(2021 年 12 月末時点)

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所					指定 避難 所	災害 支 援 協 定 避 難 所	福 祉 避 難 所	想定 収容 人員
				洪水	土 砂	地震	大規模 な火災	内水 氾濫				
1	太子山公園	太子町鵜 131-1 他	079-277-5992			○	○					
2	太子町役場	太子町鵜 280-1	079-277-1010	○	○	○	○	○	○			200
3	斑鳩公民館	太子町鵜 678	079-277-1017	○	○	○		○	○			150
4	斑鳩寺公園	太子町鵜 705 他	079-277-5992			○	○					
5	斑鳩小学校	太子町鵜 713	079-277-1016	○	○	○		○	○			500
6	文化会館	太子町鵜 1310-1	079-277-2300	○	○	○		○	○			600
7	斑鳩幼稚園	太子町馬場 5	079-277-1019	○	○			○	○			200
8	斑鳩保育所	太子町馬場 20-1	079-277-1019	○	○	○		○	○			150
9	石海公民館	太子町福地 132-1	079-277-1017	○	○	○		○	○			200
10	石海小学校	太子町福地 422	079-277-1016	○	○	○	○	○	○			500
11	石海幼稚園	太子町福地 501-1	079-277-1019	○	○	○		○	○			200
12	保健福祉会館	太子町老原 102-1	079-276-6630	○	○	○		○	○			200
13	南総合センター	太子町塚森 131	079-277-1017	○	○	○		○	○			100
14	太子高等学校	太子町糸井 19	079-277-0123	○	○	○	○	○	○			600
15	太子西中学校	太子町立岡 207-1	079-277-1016	○	○	○	○	○	○			600
16	町民体育館	太子町東南 51-1	079-277-4800	○	○	○		○	○			600
17	太田幼稚園	太子町東出 126-1	079-277-1019	○	○	○		○	○			150
18	太田小学校	太子町東出 128	079-277-1016	○	○	○	○	○	○			500
19	太子東中学校	太子町太田 1	079-277-1016			○	○	○	○			600
20	太田公民館	太子町太田 370-3	079-277-1017	○	○	○		○	○			150
21	太田東地区農村 交流センター	太子町原 1039	079-277-5998	○	○	○		○	○			115
22	太田公園	太子町原 138-95	079-277-5992			○	○					
23	総合公園グラウ ンド	太子町佐用岡 246-1	079-277-5992			○	○					
24	龍田公民館	太子町佐用岡 388-8	079-277-1017	○	○	○		○	○			150
25	龍田幼稚園	太子町佐用岡 390-2	079-277-1019	○	○	○		○	○			200
26	龍田小学校	太子町佐用岡 436	079-277-1016	○	○	○	○	○	○			450
27	総合公園体験学 習施設	太子町佐用岡 58(総 合公園内)	079-277-5992	○	○	○	○	○	○			35
28	子育て支援セン ター	太子町佐用岡 381-1	079-277-1013	○	○	○	○	○	○			43
29	吉福公園	太子町吉福 261-1	079-277-5992		○	○	○	○	○			
30	まほろばの里(高 齢者)	太子町塚森 125-1	079-275-1858								○	189
31	太子の郷(高齢 者)	太子町太田 231-1	079-277-5000								○	30
32	児童デイサービ スみそら (児童障害)	太子町塚森 162-6	079-240-8105								○	30
33	はおとの森こども 園(児童障害)	太子町上太田 923-1	079-276-6210								○	47
34	生活介護事業所 虹(知的障害)	太子町佐用岡 502	079-275-3030								○	43
35	ホテルサンシャイ ン青山(対象者 全般)	姫路市青山南 4 丁目 7-29	079-276-1181								○	285
36	サンシャインガー デンプラザ(対象 者全般)	太子町山田 661-45	079-277-6000								○	526
37	マックスバリュイ オン太子店(一 時避難場所)	太子町東出 262-1	082-535-8511(昼) 06-6261-9168(夜 間)							○		

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所					指定 避難 所	災 害 支 援 協 定 避 難 所	福 祉 避 難 所	想 定 収 容 人 員
				洪 水	土 砂	地 震	大 規 模 な 火 災	内 水 氾 濫				
38	マックスバリュ太 子南店(一時避 難場所)	太子町蓮常寺 281-2	082-535-8511(昼) 06-6261-9168(夜 間)							○		
39	青山ゴルフクラブ (避難所)	姫路市青山 1464	079-266-1125							○		400
40	東芝 姫路半導 体工場(体育館) (避難所)	太子町鵜 300	079-275-6501							○		936
41	網干自動車教習 所(避難所)	姫路市網干区高田 108	079-274-1839							○		207
42	二葉にじいろ子 ども園(避難所)	太子町原 551-1	079-276-7277							○		95
43	西日本旅客鉄道 株式会社近畿統 括本部網干総合 車両所	太子町福地 622	079-276-8050							○		90
44	マルナカ太子店 (一時避難場所)	太子町東出 232-1	079-275-6111									

資料33 災害時要配慮者等施設一覧表

災害時要配慮者等施設一覧表

(2025 年 2 月末時点)

施設名	住 所	電話番号	災害種別	
			浸水	土砂
斑鳩保育所	太子町馬場 20-1	079-275-2281	○	
安養保育園	太子町福地 574-1	079-276-3680	○	
石海保育園	太子町福地 680-1	079-275-0220	○	
二葉保育園	太子町太田 2052	079-275-1001	○	
二葉にじいろこども園	太子町原 551 番地 1	079-277-6010		
はおとの森こども園	太子町上太田 923-1	079-275-3030	○	
カレナ認定こども園	太子町太田 669 番地 1	079-277-8636	○	
斑鳩学童保育園	太子町鵜 713	079-287-6751	○	
石海学童保育園	太子町福地 477	079-287-9090	○	
太田学童保育園	太子町東出 125-1	079-262-7606	○	
龍田学童保育園	太子町佐用岡 436	079-277-7072		
フリースクール 1 番	太子町東保 310 番地 9	079-276-1333		
障害者支援施設 あすかの家	太子町太田 2330 番地	079-275-2281	○	
生活介護事業所 あすか	太子町太田 1735 番地 1	079-275-2281	○	
就労継続支援B型事業所あすか	太子町太田 1751 番地 1	079-275-0220	○	
ちやのきのいえ	太子町太田 1751 番地 7	079-275-1001	○	
さわやか部屋	太子町鵜 341 番地 1	079-277-6010	○	
虹	太子町佐用岡 502 番地	079-275-3030		
就労継続支援 B 型事業所 MAIN	太子町東南 339-5	079-287-9090		
就労継続支援 A 型 つくし	太子町東出 216-5 201 号室	079-287-8861	○	
障がい者グループホームゆず	太子町糸井 291-1	079-262-7606	○	
グループホームはなの家 ひろさか	太子町広坂607-1	079-228-2828		○
生活介護事業所心笑	太子町老原578番地8 リバティハウス101	079-280-1056		
ふれんど友	太子町糸井 198	079-263-8402	○	
magokoro 就労継続支援 B 型事業所	太子町鵜 245 番地 4	079-277-6687	○	
こども発達さぽーとセンター るぼろ	太子町上太田 923 番地 1	079-276-6210	○	
児童デイサービスみそら	太子町塚森 162 番地 6	079-240-8105	○	
夢門塾ゆうゆう太子	太子町太田 2142 番地 1	079-287-8988	○	
Discovery	太子町東南 382 番地	079-287-8513		
放課後等デイサービス夢未来	太子町東保 307-1	080-4001-6132	○	
地域活動支援センター みのり太子	太子町鵜 47 番 1	079-263-8272	○	
地域活動支援センターあすかの家	太子町太田 1921 番地	079-240-5551		
とみのおか保育園	太子町糸井 284 番地 2	079-277-1766	○	
インターナショナル キッズハウス太子校	太子町矢田部 176 番地 5	079-280-2923		
あすかの保育園	太子町矢田部 335 番地 1	079-262-6550		
トイボックス太子	太子町東南 61 番地 16	079-277-5255		
ちびっこランド太子東園	太子町東保 165 番地 3	079-258-8022		

施設名	住 所	電話番号	災害種別	
			浸水	土砂
楓保育園	太子町糸井 258 番地 1	079-277-0888	○	
奏音のめばえ	太子町糸井 191 番地 20	079-280-3077	○	
トイボックスキッズ	太子町東出 216-5 三栄ビル 5F	079-280-5755	○	
特別養護老人ホーム 太子の郷	太子町太田 231-1	079-277-5000	○	
太子の郷デイサービス	太子町太田 231-1	079-277-5000	○	
グループホーム太子の郷	太子町太田 231-1	079-277-5000	○	
小規模多機能型居宅介護太子の郷	太子町太田 231-1	079-277-4141	○	
地域密着型特別養護老人ホーム 太子の郷	太子町太田 231-1	079-277-5000	○	
特別養護老人ホーム まほろばの里	太子町塚森 125-1	079-275-1858	○	
まほろばの里 デイサービスセンター(地域密着型 サービス含む)	太子町塚森 125-1	079-275-1858	○	
グループホームまほろばの里	太子町塚森 125-1	079-275-1858	○	
グループホーム ソラストももか太子	太子町下阿曾 15-1	079-275-0755	○	
地域密着型デイサービス ソラストももか太子	太子町下阿曾 15-1	079-275-0755	○	
ふるさとのたより太子	太子町馬場 284-1	079-275-1250	○	
デイサービスふるさとのたより太子	太子町馬場 284-1	079-275-1250	○	
室井メディカルオフィス通所リハビリ テーション	太子町矢田部 335-1	079-277-1311	○	
看護小規模多機能ほがらか(休止 中)	太子町矢田部 176 4-2	079-277-0525	○	
デイサービス白雫	太子町糸井 258-1	079-287-9090	○	
リハビリテーション颯 太子	太子町矢田部 179-1	079-287-8723	○	
みのりデイサービスセンター 太子	太子町東南 413-1	079-277-1301		
機能訓練型デイサービス 健やかな木	太子町矢田部 382-3-101	079-228-0260	○	
ささき整形外科デイケアセンター	太子町東南 345	079-263-8711		
クレバ	太子町蓮常寺 281	079-280-1656	○	
就労継続支援 A 型 ひまわり	太子町東保 358-2	079-277-7207	○	
放課後等デイサービス るぼろ太 田	太子町太田 637-1	079-274-7350	○	○
児童発達支援・放課後等デイサー ビス こどもオーケストラ	太子町東保 226	079-289-5817	○	
児童通所支援事業所 MAIN	太子町糸井 295-14	079-280-3077	○	
放課後等デイサービス 仁	太子町鵜 746-1	079-280-8920	○	
重心型児童デイ earth	太子町東南 692-2-2	080-5938-5100	○	
グレースガーデン太子 I	太子町東保 106-1	079-277-7072		○
サービス付高齢者向け住宅てくてく	太子町矢田部 335-1	079-277-0610	○	
サンホーム太子	太子町矢田部 179-1	079-287-8595	○	
サービス付高齢者向け住宅 白	太子町糸井 258-1	079-280-3077	○	○
子育て支援センター(ひまはび)	太子町佐用岡 381 番地 1	079-277-3880	○	
斑鳩幼稚園	太子町馬場5	079-276-0496	○	

施設名	住 所	電話番号	災害種別	
			浸水	土砂
石海幼稚園	太子町福地 501-1	079-277-0020	○	
太田幼稚園	太子町東出 126・127 合併番地 1	079-276-2049	○	
龍田幼稚園	太子町佐用岡 390-2	079-276-0949	○	
斑鳩小学校	太子町鵜 713	079-276-0070	○	
石海小学校	太子町福地 422	079-276-1132	○	
太田小学校	太子町東出 128	079-276-0049	○	○
龍田小学校	太子町佐用岡 436	079-276-0771	○	
太子西中学校	太子町立岡 207-1	079-276-0104	○	○
太子東中学校	太子町太田1	079-276-4300		○
太子高等学校	太子町糸井 19	079-277-0123	○	○
太子病院	太子町鵜 387	079-277-1616	○	

資料34 救護所・救護センター設置予定施設

設置予定場所	住所	収容人員	電話番号
斑鳩小学校	太子町鵜713	200	276-0070
石海小学校	太子町福地422	200	276-1132
太田小学校	太子町東出128	200	276-0049
龍田小学校	太子町佐用岡436	200	276-0771
太子西中学校	太子町立岡207-1	400	276-0104
太子東中学校	太子町太田1	400	276-4300
保健福祉会館	太子町老原102-1	200	276-6630

資料35 遺体の収容所一覧

名称	住所	収容可能数	電話
太子大和会館	太子町矢田部 347-3		277-6117
揖龍大和会館	太子町佐用岡 725-1		277-2000
斑鳩寺	太子町鵜 709	100	276-0022
願念寺	太子町上太田 814	20	276-2201
教興寺	太子町蓮常寺 147	20	276-3300
西光寺	太子町鵜 1244	20	277-3247
浄因寺	太子町太田 2052	20	277-1491
照雲寺	太子町広坂 450	20	277-4234
正円寺	太子町阿曾 376	20	277-4840
正覚院	太子町沖代 201-1	20	276-0733
正覚寺	太子町立岡 346	20	277-2731
清光寺	太子町矢田部 211	20	276-0708
善導寺	太子町竹広 185	20	276-0751
福専寺	太子町東保 130	20	276-0527
法心寺	太子町佐用岡 562	20	277-2755
了源寺	太子町福地 408	20	276-1266
蓮光寺	太子町常全 204	20	276-0433
蓮生寺	太子町岩見構 276	20	277-0554
揖龍火葬場	太子町佐用岡 732	20	277-5500

■物資関係

資料36 防災資機材(町)

品名	数量
リアカー	3
発電機	7
照明機	10
土のう袋	2,000
ロープ(m)	400
チェーンソー	7
杭	100
スコップ	86
かけや	14
のこ	5
おの	3
厚鎌	6
なた	10
じょうれん	10
つるはし	20
ペンチ	5
ハンマー	5
オイルマット(100 枚入り)	3
オイルフェンス(10m)	1
油処理剤(1 ㍑)	2
簡易無線機(消防)	20

資料37 太子町備蓄品一覧表

備蓄場所

A: 備蓄倉庫、B:町民体育館倉庫、C:太子山公園倉庫、D:南総合センター倉庫、
E:総合公園防災備蓄倉庫、F:斑鳩小学校、G:龍田小学校、H:太田小学校、I:その他

備蓄品一覧

品目	現有数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	
主食(アルファ化米)	9,400 食	1,600	300	300	300	4,500	300	300	900	900	
主食(おかゆ)	1,290 食	0	50	50	50	50	50	50	50	50	
粉ミルク(アレルギー対応)	3 缶	3	0	0	0	0	0	0	0		
液体ミルク 240ml	144 缶	144	0	0	0	0	0	0	0		
サージカルマスク	90,150 枚	90,150	0	0	0	0	0	0	0		
子供用マスク	26,850 枚	26,850	0	0	0	0	0	0	0		
アルコール消毒液	75 ℓ	75	0	0	0	0	0	0	0		
除菌ティッシュ	769 本	714	0	0	0	0	7	6	7	35	※1
除菌液体石鹸	436 本	408	0	0	0	0	3	3	3	19	※2
防護服セット	140 着	0	0	0	0	0	0	0		140	※3
毛布	3,120 枚	390	50	30	300	1,190	50	50	200		
タオル	2,700 枚	0	100	700	100	1,100	200	200	200	100	
哺乳瓶	30 本	30	0	0	0	0	0	0	0		
哺乳瓶洗浄液	4 本	4	0	0	0	0	0	0	0		
生理用品	4,686 個	4,686	0	0	0	0	0	0	0		
おむつ(乳幼児用)	1,508 枚	1,164	0	0	0	344	0	0	0		
おむつ(大人用)	712 枚	528	0	0	0	184	0	0	0		
トイレットペーパー	1500 個	300	0	0	0	960	0	0	96	144	
フェイスガード	500 個	400	0	0	0	0	10	10	10	70	※4
ペーパータオル	1,540 個	1,540	0	0	0	0	0	0	0		
プラスチック手袋・ビニール手袋・ゴム手袋	1,049 箱	1,049	0	0	0	0	0	0	0		
ラップ	40 本	40	0	0	0	0	0	0	0		
給水袋(6ℓ)飲料用	6,660 袋	0	200	200	200	2,200	200	200	200	3,060	※5

懐中電灯	400 個	136	0	0	0	264		0	0	
大型照明器具	2 個	0	0	0	0	2	0	0	0	
多機能ラジオ	29 個	29	0	0	0	0	0	0	0	
仮設トイレ	15 基	0	0	0	15	0	00	0	0	
簡易組立トイレ	48 基	30	0	0	18	0	0	0	0	
福祉避難所用トイレ	1 基	0	0	0	1	0	0	0	0	
段ボールベッド	206 基	3	0	0	3	104	12	10	14	60 ※6
エアテント(災対本部)	1 基	0	0	1	0	0	0	0	0	
組立式テント	6 基	4	0	0	0	2	0	0	0	
トイレ用テント	3 基	3	0	0	0	0	0	0	0	
救護所用テント	1 基	0	0	0	0	1	0	0	0	
養生テープ	295 個	152	0	0	0	0	17	16	21	89 ※7
リヤカー(組立式)	4 台	0	0	0	4	0	0	0	0	
救助用ロープ(200m)	4 巻	0	0	0	4	0	0	0	0	
災害救助道具セット	36 基	2	0	8	0	0	1	1	1	23 ※8
発電機搭載型投光機	1 基	0	1	0	0	0	0	0	0	
ポータブルガス発電機	1 基	1	0	0	0	0	0	0	0	
燃料携行缶	10 基	10	0	0	0	0	0	0	0	
簡易間仕切	634 基	0	0	0	0	456	22	34	43	178 ※9
ブルーシート	100 枚	4	0	1	95	0	0	0	0	
土嚢袋	2,530 袋	2,530	0	0	0	0	0	0	0	

※1:斑鳩幼(3)、石海幼(3)、石海小(7)、太田幼(3)、龍田幼(3)、太子西中(8)、太子東中(8) 計 35

※2:斑鳩幼(2)、石海幼(2)、石海小(3)、太田幼(2)、龍田幼(2)、太子西中(4)、太子東中(4) 計 19

※3:健康福祉会館(140) 計 140

※4:斑鳩幼(10)、石海幼(10)、石海小(10)、太田幼(10)、龍田幼(10)、太子西中(10)、太子東中(10) 計 70 斑鳩幼(10)、斑鳩小(10)、石海幼(10)、石海小(10)、太田幼(10)、太田小(10)、龍田幼(10)、龍田小(10)、太子西中(10)、太子東中(10) 計 100

※4:斑鳩幼(10)、石海幼(10)、石海小(10)、太田幼(10)、龍田幼(10)、太子西中(10)、太子東中(10) 計 70

※5:老原上水場(3,060) 計 3,060

※6:斑鳩幼(4)、石海幼(6)、石海小(12)、太田幼(4)、龍田幼(2)、太子西中(18)、太子東中(14) 計 60

※7:斑鳩幼(6)、石海幼(7)、石海小(20)、太田幼(7)、龍田幼(3)、太子西中(25)、太子東中(21) 計 89

※8:公民館(4)[斑鳩、石海、太田、龍田]、保育所(2)[斑鳩、石海]、幼稚園(4)[斑鳩、石海、太田、龍田]、石海小学校(1)、中学校(2)[太子西、太子東]、太子高校(1)、南総合センター(1)、文化会館(1)、町民体育館(1)、保健福祉会館(1)、機動分団車庫(4)[第1、第2、第3、第4]、鳩分団車庫(1) 計 23

※9:斑鳩幼(11)、石海幼(14)、石海小(40)、太田幼(14)、龍田幼(5)、太子西中(52)、太子東中(42) 計 178

資料38 食料の調達先

名称	住所	電話
マックスバリュイオンタウン太子店	太子町東出 262-1	277-3719
マックスバリュ太子南店	太子町蓮常寺 281-2	276-3990
マルナカ太子店	太子町東出 232-1	275-6111
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町 1-3-1	078-856-1321
ホームセンターアグロ太子店	太子町老原 39	276-1663

資料39 物資の調達先

名称	住所	電話
マックスバリュイオンタウン太子店	太子町東出 262-1	277-3719
マックスバリュ太子南店	太子町蓮常寺 281-2	276-3990
マルナカ太子店	太子町東出 232-1	275-6111
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町 1-3-1	078-856-1321
ホームセンターアグロ太子店	太子町老原 39	276-1663

■住宅関係

資料40 仮設住宅建設可能地一覧

	建設可能予定地	所在地	面積㎡	戸数
1	太田公園グラウンド	太子町原 538-95	8,671	142
2	太子高校グラウンド	太子町糸井 19	13,484	222
3	斑鳩小学校グラウンド	太子町鵜 713	7,112	119
4	石海小学校グラウンド	太子町福地 422	10,530	176
5	太田小学校グラウンド	太子町東出 128	7,175	120
6	龍田小学校グラウンド	太子町佐用岡 436	7,751	129
7	太子西中学校グラウンド	太子町立岡 207-1	14,000	235
8	太子東中学校グラウンド	太子町太田 1	15,431	259
	計		84,154	1,402

＊戸数算出根拠

敷地面積より公共施設面積分を除いて、一戸あたりの規模面積 29.7 ㎡で除したものである。

資料41 兵庫県住宅再建共済制度の概要

県は、条例の規定に基づき、兵庫県住宅再建共済制度（以下、「共済制度」という。）を実施する。共済制度の運営は、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に委託されている。

区分		住宅再建共済制度	マンション共用部分再 建共済制度	家財再建共済制度
運用開始		平成 17 年 9 月	平成 19 年 10 月	平成 22 年 8 月
対象		全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分 (1 棟単位)	住宅に存する家財 (ただし、1 戸の住宅に存する家財につき 1 加入)
加入者		住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者 (住宅の所有の有無を問わない。)
対象災害		暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害		
共済負担金		1 戸につき年額 5,000 円 (加入初年度は月額 500 円(上限 5,000 円))	年額 2,400 円×住戸数 (加入初年度は月額 200 円×月数×住戸数)	1 戸につき年額 1,500 円 (加入初年度は月額 150 円(上限 1,500 円)) ※ 住宅再建共済制度加入者 (同時加入を含む) は、年額 1,000 円 (加入初年度は月額 100 円(上限 1,000 円))
準半壊特約		上記負担金に追加して年額 500 円負担。(加入初年度は月額 50 円 (上限 500 円))	上記負担金に追加して年額 250 円×住戸数。(加入初年度は (月額 25 円×月数) (上限 250 円) ×住戸数)	
複数年一括支払割引	3 年 (一部損壊特約)	1 戸につき 1,000 円 (1 戸につき 100 円)	500 円×住戸数 (50 円×住戸数)	1 戸につき 300 円 ※ 住宅再建共済制度加入者 (同時加入を含む) は、200 円
	5 年 (一部損壊特約)	1 戸につき 2,000 円 (1 戸につき 200 円)	1,000 円×住戸数 (100 円×住戸数)	1 戸につき 600 円 ※ 住宅再建共済制度加入者 (同時加入を含む) は、400 円
	10 年 (一部損壊特約)	1 戸につき 5,000 円 (1 戸につき 500 円)	2,500 円×住戸数 (250 円×住戸数)	1 戸につき 1,500 円 ※ 住宅再建共済制度加入者 (同時加入を含む) は、1,000 円

区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度
共済給付金	○全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○中規模半壊・半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○中規模半壊・半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が中規模半壊・半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円
準半壊特約	○一部損壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○一部損壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○一部損壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12.5万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○一部損壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12.5万円×加入住戸数	

(注) 1 住宅再建共済制度

- (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。
- (2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
 - (ア) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
 - (イ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

2 マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。

3 家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

様式

様式1 (1)町災害対策本部において取りまとめる被害状況

事 項	例 示
(1)町災害対策本部の設置状況 (設置日時、配備体制等)	台風 X 号の接近に伴い〇月〇日〇時災害対策本部を設置、第 2 号配備体制(職員約〇名配置)
(2)気象関係の情報 (雨量、風速等)	梅雨前線豪雨により〇月〇日〇時から〇日〇時までの間に総雨量 100 ミリに達した。〇日〇時から〇時まで時間雨量 20 ミリに達し、なお現在豪雨が続いている。 (なお、今後降り続く見込みである。)
(3)主要河川、ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所等)	〇〇川は、〇〇地点において、〇時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込みである。 〇〇川は、〇〇地点において、〇時頃〇m にわたり決壊し、浸水家屋多数発生、現在消防団員〇〇名が出動し応急復旧作業中。
(4)主要道路、橋梁の不通状況、 交通機関の不通状況	県道〇〇線は、〇時頃がけ崩れのため、〇〇地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明、〇時以降管内のバス通行はすべて中止。
(5)電力通信関係の情報 (停電状況途絶状況等)	〇時以降管内〇〇地区約 300 戸が停電中。 〇時以降町役場と〇〇地区間の電話不通。
(6)水道施設関係の情報 (断水状況等)	〇時以降停電に伴い〇〇地区約〇〇戸が断水中。給水車〇台を派遣し緊急給水中(今後自衛隊の派遣を要請する可能性あり)
(7)ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	〇時以降〇〇地区約〇〇戸がガス供給停止 復旧の見通しは不明
(8)避難関係の情報 (避難命令発令状況、避難理由、 避難世帯数、避難先)	〇〇川が〇〇地区で決壊するおそれがあるので、〇時〇〇地区約〇〇世帯に対し避難命令を発令した。 現在約〇〇世帯が〇〇小学校に避難中。
(9)死者の発生状況 (人数、原因等、死者の氏名、性別年齢)	〇時頃〇〇地区において、がけ崩れのため、男性〇名が生き埋めになった。 現在地元消防団〇〇名が出動し救出にあたっている。
(10)住家の被害の概況 (全壊・全焼・流出・大規模半壊・ 半壊・床上浸水・床下浸水等の概況原因等)	〇〇川が〇〇地区において溢水し付近の住宅の約 300 戸が床上浸水した。昨日来の豪雨により、管内の河川が各所で溢水決壊し、町内一円にわたって約 700 戸の浸水家屋が発生しているもよう。 なお、今後も増加する見込みである。 (災害救助法適用基準に達する見込み)

事 項	例 示
(11)非住家の被害状況 (学校公民館等公共施設その他 主要な建物の被害状況)	○時○○小学校の体育館が瞬間最大風速 60m の強風により倒壊した。
(12)町災害対策本部のとった主な 応急対策実施状況	○○地区に避難命令を発令。 現在○○避難所に収容中の 300 名に対し、炊出しを実施中。
(13)県への要請事項 (町災害対策本部が応急対策を 実施するための必要資機材の調 達斡旋に関する要請等)	○○川が決壊したので、水防用のカマス 300 袋至急調達し送付して欲しい。 防疫用の薬剤○○kg至急調達して欲しい。
(14)災害写真	住家の浸水、田畑の冠水、道路堤防の決壊、橋梁の流出、その他重要な公共建物の倒壊等の被害状況写真

被害の認定基準

被害の認定基準

区 分		記 入 内 容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者 (重傷者・ 軽傷者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 ・重傷者 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者 ・軽傷者 1ヶ月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。
	全壊 (全焼・全 流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

区 分		記 入 内 容
住 家 被 害	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	準半壊に至らない(一部損壊)	全壊及び半壊に至らないもので、補修を要する程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、および全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非 住 家 被 害	非住家	住家以外の建物で、全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けたもの、なお、これら施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共の建物以外の倉庫、土蔵、車庫等とする。
そ の 他 被 害	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没及び冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条に規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能となったもの並びに修理しなければ航行できなくなった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点にイける戸数とする

区 分		記 入 内 容
その他被害	水道	上水道が断線している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	プロパンガス事業が供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、大規模半壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産事業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道とする。
公共施設被害		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
その他	農業被害	農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原料、商品、生産機械器具等の被害とする。

様式2 (2)人・住家等

町 名					消防職員出動延人数		人		
被害区分			単位	被害状況	消防団員出動延人数		人		
人的被害	死 者		人		消防機関活動状況				
	行方不明		人						
	負傷者	重症	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊 (全焼・全流失)		棟		災害対策本部	設置	月 日 時		
			世帯						
			人			廃止	月 日 時		
	大規模半壊		棟						
			世帯						
			人						
	中規模半壊		棟		避難の状況	指示・自主避難の別		指示・自主	
			世帯						
			人						
	半壊		棟			世帯数			
			世帯						
			人						
	準半壊		棟			人員			
			世帯						
			人						
	準半壊に至らない (一部破損)		棟			避難場所			
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟		避難指示を発した地区				
			世帯						
人									
住家被害	床下浸水		棟		避難指示を発した時刻	月 日 午 前 後 時			
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟		避難指示を発した時刻	月 日 午 前 後 時			
	その他		棟						
					備考:				

様式3 (3)土木関係

公共土木被害
県工事、町工事

上段：単独
下段：国庫

区分 所別	県 工 事						町 工 事						合計	
	道 路		〇〇〇〇		計		道 路		〇〇〇〇		計			
	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額		
		千円		千円		千円		千円		千円		千円		

都市計画施設被害

上段：単独
下段：国庫

事業主体	街路		公園等		下水道		〇〇〇〇		計	
管理主体	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
		千円		千円		千円		千円		千円
		千円		千円		千円		千円		千円

様式4 (4)農林水産関係

一般被害

種 別	被 害 面 積 又 は 箇 所 数	被 害 金 額
(1)農業被害		千円
(2)林業被害		
(3)水産業被害		

農林水産業施設被害

種 別	被 害 の 概 要	被 害 金 額
(1)農地農業用施設		千円
(2)林業用施設		
(3)共同利用施設		

農林水産業関係公共土木施設被害

種 別	管 理 者	被 害 箇 所	被 害 金 額
(1)林地荒廃防止施設			千円

様式5 (5)建築関係

公営住宅被害

事業主体	団地名・数・所在地	被害戸数・被害状況	被害額
			千円

様式6 (6)商工関係

中小企業(大企業)関係被害

町名	区分		被害状況					備考
			計	A	B	C	D	
	商業	企業数						
		被害金額						
		被害件数						
	工業	企業数						
		被害金額						
		被害件数						
	その他	企業数						
		被害金額						
		被害件数						
	計	企業数						
		被害金額						
		被害件数						

様式7 (7)民生・保健環境関係

水道施設被害

種 別	事業主体	施設名	被害状況	被害額
上 水 道				千円

廃棄物処理施設被害

種 別	事業主体	施設名	被害状況	被害額
し尿処理				千円
ごみ処理				

医療施設被害

種 別	事業主体	施設名	被害状況

社会福祉施設等被害

種 別	事業主体	施設名	被害状況	被害見積額
老人福祉施設				千円

様式8 (8)教育関係

町立幼稚園・学校被害

被害学校名	被害 状 況									
	建 物							土地被害 金 額	設備被害 金 額	被害金額 計
	要 新 築				要補修 大破	計				
	全 壊		半 壊							
	面 積	金 額	面 積	金 額	以下	面 積	金 額			
斑鳩幼稚園										
石海幼稚園										
太田幼稚園										
龍田幼稚園										
斑鳩小学校										
石海小学校										
太田小学校										
龍田小学校										
太子西中学校										
太子東中学校										

様式9 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等

に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る

事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの(1) 一般基準

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d トンネル内車両火災

e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記 2 と同様式を用いて報告すること。

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当する

おそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故 ((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの (武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

（ア）死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

（イ）火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

（ア）発見及び通報の状況

（イ）延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

（ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称

（エ）罹災者の避難保護の状況

（オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造等別の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、まだ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第 4 号様式（その 1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し

等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式(火災)

第1号様式 (火災)

第 報

※ 特定の事故を除く。

消防庁受信者氏名		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮 庄 日 時) 鎮 火 日 時 (月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建 物 の 概 要	構造 建築面積 m² 階層 延べ面積 m²
焼 損 程 度	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟 計 棟 焼 損 面 積 建物焼損床面積 m² 建物焼損表面積 m² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式(特定の事故)

第2号様式 (特定の事故)

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故
- }

消防庁受信者氏名

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人(人)
			重 症	人(人)
			中等症	人(人)
			軽 症	人(人)
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
	消防本部(署)		台	人
	消 防 団		台	人
	消防防災ヘリコプター		機	人
	海上保安庁		人	
	自 衛 隊		人	
	そ の 他		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分				
使用停止命令 月 日 時 分				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式(救急・救助事故等)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

		報告日時	年 月 日 時 分	
		都道府県		
		市町村 (消防本部名)		
消防庁受信者氏名		報告者名		
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		負傷者等 人 (人)	
	計 人		{ 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

第4号様式(その1)

(災害概況即報)		報告日時		年 月 日 時 分	
		都道府県			
		市町村 (消防本部名)			
消防庁受信者氏名		報告者名			
災害名		(第 報)			

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

都道府県名 ()

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること

第4号様式(その2)
(被害状況印欄)[illegible]

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

様式10 行方不明者受付書

行方不明者受付書

受付年月日		年 月 日 時 分		受付者	
申請者	住 所				
	氏 名				
	続 柄				
行方不明者	住 所				
	氏 名				
	性 別				
	年 齢				
	特 徴 等				
	災害時の状況				
捜索結果	発見日時				
	発見場所				
	発見状況				
	収容場所				
引取人	住所				
	氏名		TEL		
	続柄				
	引渡年月日	年 月 日 時 分	完結年月日	年 月 日	

様式11 死体の収容処理台帳(個表)

死体の収容処理台帳(個表)

死 体 の 発 見 日 時		
発 見 場 所		
発 見 場 所 の 状 況		
身 元 確 認 の 有 無		
収 容 先		
死体者の	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	性 別	
	生 年 月 日	
	特 徴	
	遺 品	
	死 亡 日 時	
	死 因	
遺 体 の 引 渡 日 時		
引取人	住 所	
	氏 名	
	続 柄	

様式12 災害に係る死体処理台帳(個表)

災害に係る死体処理台帳(個表)

死亡者の	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	性 別	
	生 年 月 日	
死 因		
死 亡 場 所		
埋 ・ 火 葬 の 場 所		
埋 ・ 火 葬 の 日 時		年 月 日 時 分
葬儀執行者の	住 所	
	氏 名	
	続 柄	
遺 品 ・ 遺 骨 の 保 管		
備 考		

様式13 災害に係る住家被害調査の実施について

年 月 日

様

災害に係る住家被害調査の実施について

あなたの家屋の被害状況の把握をするための調査を以下のとおり実施しましたのでお知らせします。

調査年月日	令和 年 月 日	
調査員氏名	太子町 課 係	太子町 課 係
被害調査に関する問い合わせ	太子町 企画政策課 地域安全係 TEL:079-277-5998	
調査の目的及び内容	被災者生活再建支援金、兵庫県住宅再建共済制度、県災害義援金、固定資産税等減免の申請には、罹災証明が必要となります。(その他の公的機関による被災者支援制度については、町・県などの広報紙やホームページでご確認下さい) 今回の住宅被害調査は、今後、罹災証明の発行を行うため、家屋の被害状況を確認するための調査であり、一定の基準に基づいて家屋のうち居住に係る部分の主要構造部の経済的損失の割合を外観目視調査により算定するものです。(以下地震の場合:なお、余震による二次災害防止のために住宅の危険度を判定する「被災建築物応急危険度判定」のため調査が別途実施されますが、今回の住宅被害調査とは目的が異なります。また、それぞれの調査結果について直接関連するものではありませんのでご注意ください。)	
罹災証明の発行 開始予定日	令和 年 月 日	
罹災証明に関する問い合わせ先	太子町 企画政策課 地域安全係 TEL:079-277-5998	

再調査申出書

申出日	年 月 日
申出人	
住家の住所	TEL: () —
連絡先	TEL: () —

住宅の基本情報						
住家の 構造	造		階建て		延床 面積	
	1 階	m ²	2 階	m ²	3 階	m ²

住家の被害状況	
最も被害の 大きい階	
屋根	①瓦が数枚ずれたり、割れたりしている。 ②ぐしが壊れて瓦が落下している。 ③ぐしが全面的にずれて瓦が落下している。 ④瓦がほぼ全面的にずれ、破損落下している。 ⑤屋根全体が歪んでいる。
外壁	①塗り仕上にわずかなひび割れがある。ボードの目地にわずかなずれがある。 ②塗り仕上に剥離がある。ボードの目地にひび割れやずれがある。 ③仕上材が脱落している。ボードの目地の著しいずれや部分的な浮き上がりがある。 ④仕上材が脱落して下地材にひび割れがある。ボードが脱落している。 ⑤全ての仕上材が脱落し、下地材が破損している。
基礎	①ひび割れがある(箇所)。 ②基礎が割れている(箇所)。 ③基礎の仕上モルタルの剥離や剥落がある(箇所)。 ④束が玉石からはずれた(箇所)。 ⑤基礎と床が分離している。基礎が傾いている(m)。
柱	①柱と梁にわずかなずれがある。 ②柱に細い亀裂がある。 ③柱に太い亀裂がある。 ④柱・梁に大きな割れや仕口に著しいずれがある。 ⑤柱・梁に割れ、著しい折損があり、取替が必要。
内壁	①塗り壁の隅にわずかなひび割れやボードの目地にわずかなずれがある。 ②壁と天井・柱に隙間やボード、タイルの目地にひび割れやずれがある。 ③壁の剥離や浮き、タイルの剥離、ボードの目地に著しいずれ、浮き上がりがある。 ④壁やタイルが剥落、ボードが脱落している。 ⑤全ての仕上材が脱落し、下地材が破損している。

床 (階段を含む)	①床と壁にわずかなずれがある。 ②床板の継目に隙間がある。床に凸凹がある。床がギシギシする。 ③床板のずれ、歪みがある。傾斜がある。 ④床板に著しい歪みがある。土台が基礎から著しくずれている。 ⑤全ての床板が歪んでいる。全ての土台、柱、束が基礎や束石から脱落している。階段がはずれている。
天井	①天井板にわずかな隙間がある。 ②天井板に隙間がある。 ③天井板の浮きや塗天井に亀裂がある。 ④天井板のずれや一部脱落、塗天井の剥離がある。 ⑤天井面の歪みや天井板が脱落している。
建具	①襖や障子が破損し、張替えが必要。サッシの開閉が困難。 ②サッシの鍵の破損や壁面に隙間がある。 ③襖や障子の可動部が破損、サッシのガラス破損や開閉が不能。 ④建具の可動部が破損し、かまちの一部欠損やひび割れ、枠の一部が変形している。 ⑤建具が破壊されている。
設備	①台所流し台 ②洗面台 ③浴槽などの本体 ④配管の取付 ⑤ベランダ ⑥冷暖房機器 ⑦その他()
その他	
再調査日	令和 年 月 日
	対応職員

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地				
住家※の被害の程度	☐ 全壊	☐ 大規模半壊	☐ 中規模半壊	☐ 半壊
	☐ 準半壊	☐ 準半壊に至らない(一部損壊)		
浸水区分				

※住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

太子町長

罹 災 届 出 証 明 書

交付番号 第 号

太枠内をご記入ください。

申請者	住 所	
	電 話	- -
	ふりがな	
	氏 名	

※罹災者ご本人でない場合は委任状が必要です。

下記の内容について証明願います。

罹 災 日 時	年 月 日 時 分ごろ
罹 災 原 因	
罹 災 場 所	兵庫県揖保郡太子町
罹災者氏名	
罹災者住所	
届出の内容	

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。

令和 年 月 日

太子町長

印

様式17 被災者生活再建支援金支給申請書

災害名【市区町村記入欄】	
--------------	--

別紙様式第7号

被災者生活再建支援金支給申請書

都道府県センター受付欄

【同意事項】 罹災証明書の被害程度が変更された場合、既に出されていた支給決定が取消又は変更されることに伴う差額を返還します。

被災者生活再建支援法人
公益財団法人 都道府県センター理事長 殿
上記【同意事項】に同意の上、被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請回数【支給番号】

初回	2回目（以降）
----	---------

申請者氏名

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①世帯主の氏名

ふりがな	生年月日	性別
氏 名	大・昭 平・令 年 月 日	男 女

②被災した住宅の住所（被災住所）

③世帯員の氏名（初めて申請される方は必ず記入してください。） 7人以上の場合は備考欄へ記入して下さい。

1	ふりがな	生年月日	4	ふりがな	生年月日
		大・昭 平・令 年 月 日			大・昭 平・令 年 月 日
2	ふりがな	生年月日	5	ふりがな	生年月日
		大・昭 平・令 年 月 日			大・昭 平・令 年 月 日
3	ふりがな	生年月日	6	ふりがな	生年月日
		大・昭 平・令 年 月 日			大・昭 平・令 年 月 日

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

☐ 前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

現在の住所	□被災住所と同じ 〒
電 話 番 号	()

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

☐ 前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

金 融 機 関 名		支 店 名 等		種 別		口 座 番 号	
				普通			
ゆうちょ銀行	記号			番号			
口座名義（カナ）							

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください（前回と同じ名義であれば記入不要です）。

IV

- (1) 申請する**基礎支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。
 なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
全壊	100 万円	75 万円		
半壊解体	100 万円	75 万円		
敷地被害解体	100 万円	75 万円		
長期避難	100 万円	75 万円		
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円

申請額(A-B) : 万円

半壊解体・敷地被害解体の場合は
その理由 :

- (2) 申請する**加算支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200 万円	150 万円			
補修	100 万円	75 万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
中規模 半壊	建設・購入	100 万円	75 万円	100 万円	75 万円
	補修	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	25 万円	18.75 万円	25 万円	18.75 万円

申請額(C-D) : 万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

- V 初めての申請の際、世帯主のマイナンバーを以下へ記入した場合は住民票の添付が不要となります。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

市区町村本人確認欄

市区町村記入欄

添付書類確認欄

罹災 証明書	住民票	預金通帳 の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	長期避難 証明書	契約書 の写し	その他

備考欄

その他添付書類・申し送り事項等

※罹災証明書における被害の程度が変更となった場合は口に✓及びカッコへ変更経過を記入
 □ (【変更前】 → 【変更後】)
 ※この場合、都道府県センターで事実関係を確認後に、支給決定を行います。

担当部署 担当者名